

第3号議案

「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2024年度）」 の策定および公表について

容量市場における実効性テストの実施にあたり、業務規程第32条の5の規定に基づき、発動指令電源の実効性テストに伴う業務における事業者の具体的な手順等を定めた「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2024年度）」を策定および公表する。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基づき、2021年9月29日（水）から2021年10月19日（火）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映している。

〈参考 業務規程〉

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以 上

別紙1：容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2024年度）

別紙2：「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙3：本機関ホームページでの公表イメージ「容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）の公表」

別紙4：ベースラインの当日調整対象時間について

容量市場
業務マニュアル
実効性テスト 編
(対象実需給年度：2024 年度)

2021 年 11 月 17 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2021 年 11 月 17 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成	8
1.2	本業務の対象となる電源等	8
第2章	電源等リスト登録	9
2.1	電源等リストの登録手続き	10
2.2	電源等リストの変更手続き	30
第3章	実効性テスト	35
3.1	実効性テスト前手続き	36
3.2	実効性テストの実施	41
3.3	実効性テスト後手続き	50
Appendix.1	様式一覧	66
Appendix.2	図表一覧	80
Appendix.3	業務手順全体図	82

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第 32 条の 5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは、対象実需給年度 2024 年度の容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、発動指令電源の実効性テストに必要な手続きや容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。

本業務マニュアルが対象とする事業者は、電源等の区分が発動指令電源の電源を登録する事業者であり、以下の①～③を想定しています。

- ①メインオークションで容量確保契約書を締結済の事業者
- ②メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者（※）
- ③追加オークションから参加する事業者（※）

以下の文章では、①を「発動指令電源提供者」、②～③を「容量市場へ参加予定の事業者」といいます。また、①～③を総称して「対象事業者」といいます。

※実需給 2024 年度向けの追加オークションに参加するにあたり、予め提供できる容量を確定するために 2022 年度の実効性テストに参加する必要があります。なお、追加オークションの開催有無は、2023 年 4 月頃に需給状況を踏まえて判断することになります。

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達またはリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用にあたっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

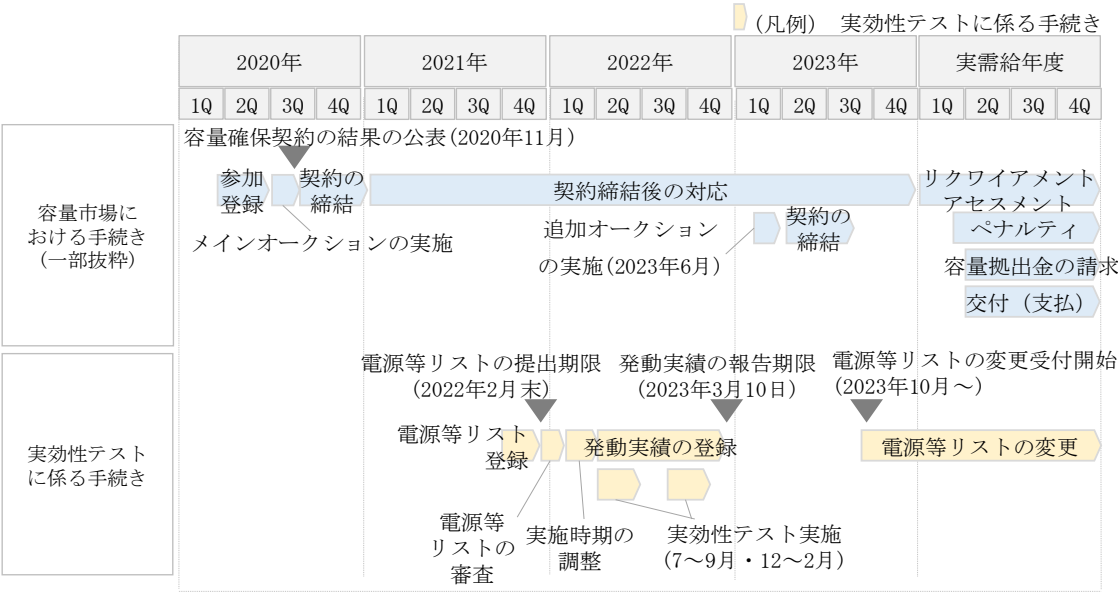


図 1-1 実効性テストの手続きの全体像とスケジュール

実効性テストに係る手続きは、電源等リスト登録、実効性テストで構成されます。

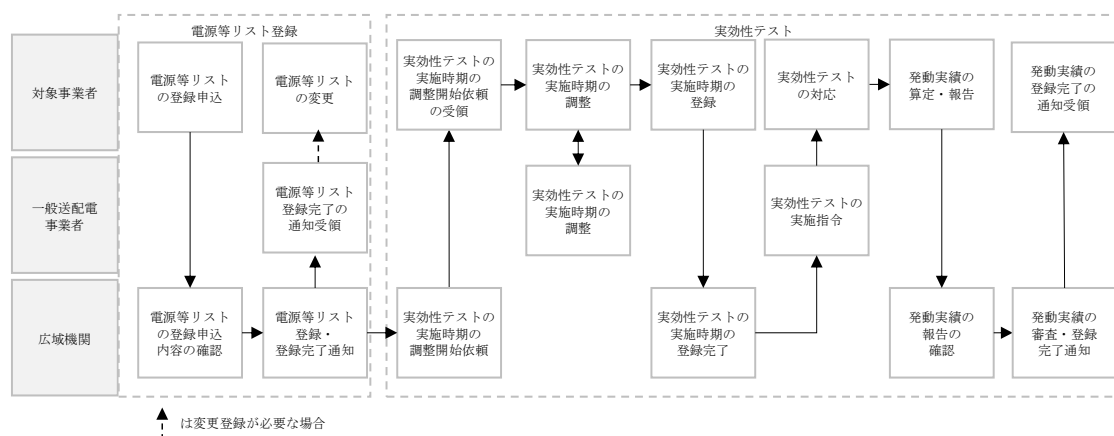


図 1-2 実効性テストに係る手続き

実効性テストに係る具体的な手続きに関しては第2章以降に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1～1.2も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 本業務の対象となる電源等

【事前準備についての注意事項】

注1：容量市場へ参加予定の事業者が電源等リストを登録申込する場合、参加登録（事業者情報、電源等情報、期待容量）を事前に実施してください。参加登録を行っていない事業者は、参加登録を行った上で、電源等リストを2022年2月末までに登録してください（「容量市場業務マニュアル 参加登録編」参照）。

注2：オンライン機能（簡易指令システムを含む）の具備について

発動指令電源提供者は、2022年2月末までに、オンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備し、通信対向試験を実施したうえで、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を容量市場システムに提出する必要があります。提出の手続きに関しては「容量市場業務マニュアル 参加登録編」をご参照ください。

なお、容量市場へ参加予定の事業者の提出期限については、実効性テストの実施時期が夏季の場合は2022年6月20日、冬季の場合は2022年11月18日までとなります。

新たに簡易指令システムの設置を属地一般送配電事業者へ申込する対象事業者は、簡易指令システムの仕様について、需給調整市場へ参加予定がある場合には需給調整市場用を、参加予定がない場合には調整力公募用を、それぞれ選択してください。

ただし、既にオンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備している対象事業者で、最新のエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類（電源Ⅰ’の契約書の写し等）を提出した場合は、オンライン指令による性能確認試験結果の提出は不要です。

通信対向試験の結果、本機関がオンライン機能（簡易指令システムを含む）の設置が完了していないと判断した場合、または、本機関からのオンライン機能の機能具備の求めに応じない場合、当該事業者が登録した発動指令電源は、市場退出（全量退出）となります。ただし、一般的に必要なとされる工期を踏まえた適切な時期にオンライン機能（簡易指令システムを含む）の設置依頼をしているものの、設置工事が遅延している場合に限り、締切日以降実効性テストの実施前までに通信対向試験を完了させることが認められます。

注3：記録型計量器・自動検針が未対応の地点について

未対応箇所については一般送配電事業者によってプロファイリングされた計量値を用いて実績評価を行います。

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

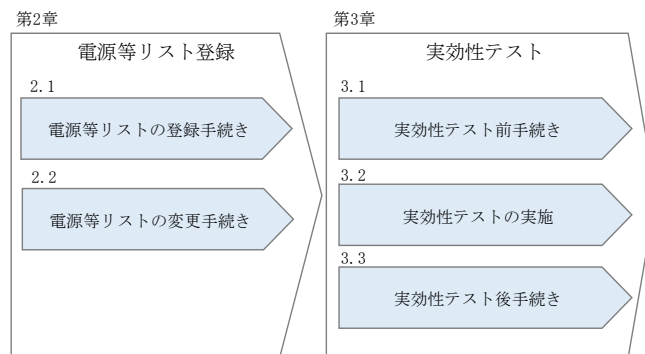


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

電源等リストの登録および変更については第2章をご覧ください。また、実効性テストの実施や発動実績の登録を行う場合は第3章をご覧ください。

1.2 本業務の対象となる電源等

本業務の対象となる電源等は、発動指令電源です。

第2章および第3章の手続きでは、実需給年度が2024年度のメインオークションで容量確保契約書を締結済の発動指令電源および容量確保契約書を締結していない発動指令電源（実需給年度が2024年度のメインオークションで非落札の電源、追加オークション等から参加予定の電源）の2種類を対象としています。

第2章 電源等リスト登録

本章では、電源等リストの登録に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 電源等リストの登録手続き

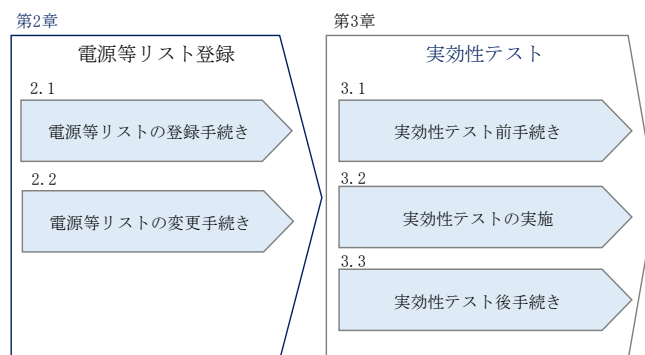


図 2-1 第2章の構成

注：実効性テスト時の電源等リストに登録するリソースについては、同年度に登録する需給調整市場・電源Ⅰ'のリスト内のリソースと重複することは可能です。
ただし、各市場等への参加にあたっては、それぞれの市場等が求める要件を満たしていただく必要がありますので、十分ご確認ください。

2.1 電源等リストの登録手続き

本節では、電源等リストの登録手続きについて以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

- 2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認
- 2.1.2 電源等リストの登録申込
- 2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）
- 2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

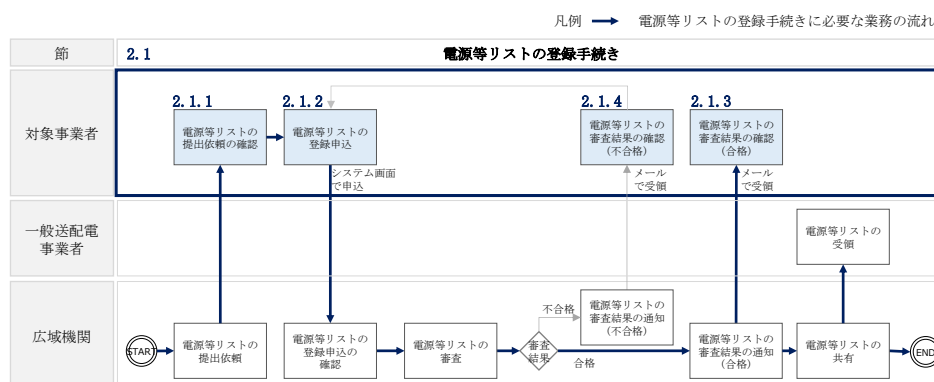


図 2-2 電源等リストの登録手続きの詳細構成

2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認

本項では、電源等リスト提出依頼の確認について説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 電源等リストの提出依頼の受領

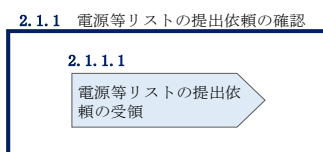


図 2-3 電源等リストの提出依頼の確認

2.1.1.1 電源等リストの提出依頼の受領

2022 年 1 月中旬～2 月中旬にかけて、電源等情報を登録した発動指令電源提供者（市場退出したものを除く）および容量市場へ参加予定の事業者へ、電源等リストの提出依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

対象事業者は、2022 年 1 月中旬～2 月末日の期間内に電源等リストを提出する必要があります。

2.1.2 電源等リストの登録申込

本項では、電源等リストの登録申込について説明します（図 2-4 参照）。2022 年 1 月中旬～2 月末日の期間で、電源等リストを登録してください。

- 2.1.2.1 事前準備
- 2.1.2.2 電源等リストの作成
- 2.1.2.3 電源等リストの提出
- 2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込
- 2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了

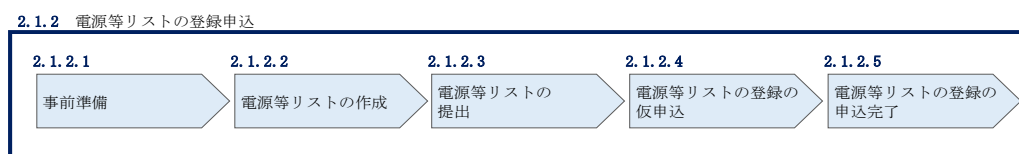


図 2-4 電源等リストの登録申込

2.1.2.1 事前準備

容量市場システムに電源等リストの登録申込をするために必要な書類（写しで可）を準備してください。必要となる書類は、以下の通りです。

<提出書類の準備（電源）>

- ・電源等の名称

アグリゲートする発動指令電源の電源毎の名称を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・発電事業届出書（様式 1）
 - ・電気工作物変更届出書（様式 2）
 - ・自家用電気工作物使用開始届出書（様式 3）
 - ・特定自家用電気工作物接続届出書（様式 4）
 - ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
 - ・低圧配電線への系統連系協議依頼表
- のいずれか 1 点

新設電源の場合

- ・接続検討回答書（様式 5）
- ・工事計画届出書（様式 6）

のいずれか1点

- ・受電地点特定番号

受電地点特定番号を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表（様式 7）
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・売電検針票「購入電力量のお知らせ」

いずれか1点

- ・電源種別の区分
- ・発電方式の区分
- ・設備容量

電源種別の区分・発電方式の区分（表 2-6『電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照）を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・発電事業届出書（様式 1）
- ・電気工作物変更届出書（様式 2）
- ・自家用電気工作物使用開始届出書（様式 3）
- ・特定自家用電気工作物接続届出書（様式 4）
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・低圧配電線への系統連系協議依頼表

のいずれか1点

- ・FIT 認定 ID

参加登録の時点で FIT 制度に基づく買取を受けている場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）に定める認定発電設備の認定 ID（「FIT 認定 ID」）を確認できる書類を提出してください。

なお、2024 年 3 月末までに FIT 制度に基づく買取が終了する電源は 2022 年度の実効性テストに参加可能です。

必要となる提出書類

- ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（様式8）

表 2-1 発動指令電源（電源）に係る提出書類一覧

【凡例】 ○ : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類		選択可能書類		
	FIT認定 ID	バイオマ ス比率	電源等 の名称	受電地点 特定番号	電源種別 の区分等
発電事業届出書		既 設 電 源	○		○
電気工作物変更届出書			○		○
自家用電気工作物使用開始届出書			○		○
特定自家用電気工作物接続届出書			○		○
再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内			○	○	○
低圧配電線への系統連系協議依頼書			○		○
接続検討回答書		新 設 電 源	○		
工事計画届出書			○		
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表				○	
売電検針票「購入電力量のお知らせ」				○	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知） （FIT電源の場合）	○※1				
バイオマス混焼FIT電源が新たに買取上限を設定した場合において、当該変更 が認められたことが分かる書類（石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が 実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびごみ焼却施設に設 置されるバイオマス発電の場合）		○※1 ※2			

※1：（）内に記載の場合に限る

※2：FITの適用を受けているバイオマス混焼設備に係る提出書類（変更認定通知書等）

は、電源等リスト登録時点までにバイオマス混焼FIT調達上限比率[%]を設定しない
場合、その時点では提出不要です。提出期限はFIT制度上のスケジュールを勘案し別
途公表します。原則、2024年度開始までに提出が必要となります。

その場合、電源等リスト登録時点では、2024年度までに設定予定の比率[%]を予定バ
イオマス比率[%]として登録可能です。

< 提出書類の準備（需要抑制） >

- ・需要地点の契約者名（以下、需要家名）

需要家名を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等）・需要家との合意書 |
|--|

- ・供給地点特定番号

上記項目に係る書類を提出してください。

必要となる提出書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等） |
|--|

表 2-2 発動指令電源（需要抑制）に係る提出書類一覧

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類	
	需要家名	供給地点 地点特定 番号
需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等）	○	○
需要家との合意書	○	

注1：書類提出のタイミングについて

発動指令電源の提出書類は、電源等リストの登録期限である2022年2月末日までに提出してください。提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長することがあります。

注2：書類の提出方法について

書類の提出にあたっては、本機関に電磁的記録媒体（CD-R等）で郵送してください。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係 2024 電源等リスト 宛

対象実需給年度

注3：提出書類の代替について

提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外で代替可能です。

注4：追加の提出書類の要否について

本機関が必要と判断した場合は、追加の書類を提出していただく場合があります。

注5：提出書類の雛型について

提出書類は、表紙および登録項目が記載されているページのみでも可能とします。

注6：提出書類のファイル名称について

ファイル名称の長さは50文字以下でお願いします（拡張子を含む）。禁則文字や容量の制限があります。詳細は容量市場システムマニュアルを参照願います。

2.1.2.2 電源等リストの作成

電源等リストはEXCELファイル（様式9）で作成します。電源等リストは本機関のホームページ（容量市場のページ³）に添付されている帳票をダウンロードの上、必要な項目を入力します。

³ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>

EXCEL ファイルには以下の表（表 2-3、表 2-4、表 2-5、表 2-6、表 2-7 参照）に沿って、2024 年度の時点で想定される発動指令電源の内訳情報を 1 計量単位毎に記載してください。

なお、ファイルサイズが 4MB を超える場合、もしくは内訳が 10,000 件を超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。

作成した電源等リストのファイル名は「エリア_電源等リスト_事業者コード_対象実需給年度_電源等識別番号_A 枝番（ファイルを分割して提出する場合のみ）_R 改訂回数.xlsx」としてください。容量市場システムに登録されている事業者コード 4 桁、電源等識別番号 10 桁を記載してください。

例) ファイルを分割しない（リストが 1 個のファイルになる）場合

東京_電源等リスト_0123_2024_0123456789_R0.xlsx

└─┘
└─┘└─┘└─┘└─┘

エリア
 事業者
対象実
電源等
R 改訂回数

コード
需給年度
識別番号
※枝番は不要です。

例) ファイルを分割する（リストが 2 個のファイルになる）場合

・ 1 個目 東京_電源等リスト_0123_2024_0123456789_A1_R0.xlsx

└─┘
└─┘└─┘└─┘└─┘└─┘

エリア
 事業者
対象実
電源等
A 枝番
R 改訂回数

コード
需給年度
識別番号

・ 2 個目 東京_電源等リスト_0123_2024_0123456789_A2_R0.xlsx

└─┘
└─┘└─┘└─┘└─┘└─┘

エリア
 事業者
対象実
電源等
A 枝番
R 改訂回数

コード
需給年度
識別番号
※枝番を付けてください。

表 2-3 電源等リストの記載項目一覧（共通）

No.	項目	留意点
①	実需給年度	容量市場へ供給力を提供する年度を記入
②	容量を提供する電源等の区分	「発動指令電源」と記入
③	電源等リストの名称	電源等リストの名称を記入
④	（リスト単位）の系統コード	電源等リスト単位の系統コードを記入
⑤	エリア名	系統コードの上 1 桁（以下参照）をもとにエリア名を記入

表 2-4 電源等リストの記載項目一覧 (電源)17

No.	項目	留意点
⑩	電源等の名称	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 の「発電所の名称」または「事業場の名称」を参照して記入 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 の「契約名義」または「発電者名義」を参照して記入
⑪	号機単位の名義	名称を定めていない場合は号機単位の名義を任意で記入 家庭用の低圧連系の電源の号機が存在しない場合には、電源等リストの「電源等の名称」と同一名称を入力
⑫	所在地	電源等の所在地の住所を記入
⑬	(個々の電源の) 系統コード	個々の電源の系統コードを記入 個々の電源の系統コードを保有していない低圧連系の電源の場合、低圧群コードを記入 系統コードが発番されていない新設電源は記入不要
⑭	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 の「原動力の種類」欄を参照して記入 または、 ・自家用電気工作物使用開始届出書 の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 もしくは ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 を参照して記入

No.	項目	留意点
		電源の電源種別の区分は『表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照
②①	発電方式の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 の「原動力の種類」欄を参照して記入 または、 ・自家用電気工作物使用開始届出書 の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 もしくは ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 を参照して記入 電源の発電方式の区分は『表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照
②②	設備容量	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 の「出力」欄を参照して記入 ・自家用電気工作物使用開始届出書 の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 もしくは ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 を参照して記入 単位は、0.1kW とし小数点第2位以下は切り捨てとする。
②③	運開年月	西暦で記入 例：2010 年 1 月→201001
②④	BG コード	発電 BG コードを記入
②⑤	計量・仕訳区分	表 2-7 に該当する場合のみ記入

No.	項目	留意点
②⑥	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 制度に基づく買取を受けている場合は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）に記載されている「設備 ID」を記入
②⑦	特定契約終了年月	FIT 認定 ID を入力した場合、特定契約の終了年月を西暦で記入 例：2024 年 3 月→202403
②⑧	バイオマス混焼 FIT 調達上限比率[%]	バイオマス混焼で FIT 調達上限比率が設定されている場合は記入 具体例：2019 年 4 月 1 日以降に FIT 制度に基づく買取契約を締結し、買取上限が設定されているバイオマス混焼設備またはごみ処理施設で月単位での買取上限の設定を行う旨を申請した場合
②⑨	予定バイオマス比率[%]	・実需給年度までにバイオマス比率[%]を変更する場合で、実効性テスト時に予定バイオマス比率を使用する際に記入 ・実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する前提で、実効性テスト時には FIT 分を非 FIT 分と見做して参加する場合は零を記入してください。
③⑩	バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグ	・バイオマス混焼 FIT 調達上限比率または予定バイオマス比率を使用する場合は記入 ・1 つの電源の発電実績が FIT・非 FIT に仕訳される場合、1 行ずつ別地点として記入した上で、当該項目に同じ番号を記入する。 番号の順番は 1, 2, 3…とする。
③⑪	予備	記入不要
③⑫	特記事項	特記事項があれば記入

表 2-5 電源等リストの記載項目一覧（需要抑制）

No.	項目	留意点
①④	供給力提供区分	需要抑制と記入

表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項21

注1：一般（自流水）の電源が発動指令電源として参加する場合の登録方法

一般（自流水）の電源のうち、ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源（アグリゲート）となります。一般（自流水）の電源が発動指令電源として参加する場合、一般（貯水式）として電源等リストに登録してください。

注2：揚水（純揚水）について

上部貯水池の河川流入量が発電電力量の増加に寄与している混合揚水のうち、運転時間を設定する場合には揚水（純揚水）として登録してください。

注3：アグリゲートリソースの構成について

風力、太陽光、水力（自流水）は、その他発動指令電源リソースと組み合わせる場合はアグリゲートリソースとして参加可能です。アグリゲートリソースが風力、太陽光、水力（自流水）のみで構成されている場合、発動指令電源として参加できません。

注4：併設蓄電池の扱いについて

蓄電池の併設有無により容量を提供する電源等の区分が変わることはありません。例えば、蓄電池が併設されている風力発電所単体では変動電源として扱われます。なお、蓄電池が併設されている風力発電所と、DR その他リソースを組み合わせる場合は、発動指令電源として扱われます。

表 2-7 計量・仕訳区分

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
①	バイオマス（混焼） 非FIT分	月単位での買取上限が設定（予定を含む）されているバイオマス（混焼）の場合 具体例：2019年4月1日以降にFIT制度に基づく買取契約を締結し、買取上限が設定されているバイオマス混焼設備またはごみ処理施設で月単位での買取上限の設定を行う旨を申請した場合	・実効性テスト時点で全量が非FIT分のバイオマスは選択不要 ・認定に係る全体のバイオマス比率のみ設定されているバイオマス設備は選択不要。※1 具体例：2019年3月31日までにFIT制度に基づく買取契約を締結済みのバイオマス混焼設備で買取上

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
			限を設定していない場合
②	バイオマス（混焼） FIT 分	同上	・①の非 FIT 分を記入した場合は、FIT 分の地点をリストへ追加した上で、当該区分の記入が必要
③	差分計量 非 FIT 分	同一受電地点において、FIT 電源と併設される非 FIT 電源が託送供給等約款に基づく差分計量により計量できる場合	—
④	差分計量 FIT 分	同上	・③を記入した場合で、実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する FIT 分が実効性テストに参加する場合に記入 ・実需給年度までに FIT 制度に基づく買取が終了した時点で変更が必要
⑤	按分計量 非 FIT 分	同一受電地点において、FIT 電源と併設される非 FIT 電源が託送供給等約款に基づく按分計量により計量できる場合	—
⑥	按分計量 FIT 分	同上	・⑤を記入した場合で、実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する FIT 分が実効性テストに参加する場合に記入 ・実需給年度までに FIT 制度に基づく買取が終了した時点で変更が必要
⑦	部分買取	同一受電地点において複数の発電契約者と相対契約を結んでいる場合	全ての相対契約を記入。 不足する場合、当該実績分は評価されません

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
⑧	自己託送地点	・自己託送に必要な量を上回る容量がある電源の場合 ・自己託送地点において、自己託送需要以外（小売供給による需要）の需要抑制を行う需要家の場合	実効性テストへ参加する地点が対象のため、対となる電源と需要家の両方の記載は必須ではない
⑨	部分供給（全量）	部分供給が行われている需要家	部分供給者ごとの評価は行いませんので、全量供給の場合と同様に1需要家として登録

※1 認定に係るバイオマス比率を設定しているバイオマス混焼設備において、実需給年度前にFIT制度に基づく買取が終了する前提で、実効性テスト時にはFIT分を非FIT分と見做して参加する場合については、FIT分の地点をリストへ追加した上で、計量・仕訳区分は記入しないでください。

【バイオマス（混焼）で調達上限比率を設定した場合の注意事項】

注：実需給期間中は予定バイオマス比率での実績評価を行わないため、実需給前までに申請した調達上限比率に変更してください。

2.1.2.3 電源等リストの提出

電源等リスト（EXCEL ファイル）を作成後、容量市場システムにて提出します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、電源等リストを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「電源等リスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「電源等リスト（追加）」の「ファイル選択」ボタンをクリックして、電源等リスト（EXCEL ファイル）をアップロードします（図 2-5 参

照)。また、「変更理由」欄に「電源等リストの提出」と入力してください（表 2-8 参照）。

図 2-5 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-8 電源等リスト提出時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	変更理由	「電源等リストの提出」と記入

2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込

「電源等情報変更申込画面」にて電源等リストのアップロードおよび変更理由の入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、「電源等情報変更申込確認画面」に進みます。

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

「完了画面」が表示されれば、電源等リストの登録の仮申込完了です。提出書類の追加アップロードが必要な場合は、「完了画面」にある「提出書類追加」ボタンをクリックし、アップロードしてください。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、新規登録の申込は完了していませんので注意してください。

2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、申込を完了したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は受付後、電源等リストに係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途登録されたメールアドレスへ電子メールにて通知いたします。不合格の通知を受けた場合、対象事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-6 参照）。電源等リストの登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、2022 年 4 月末日までに合格通知が送付されます。

2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）

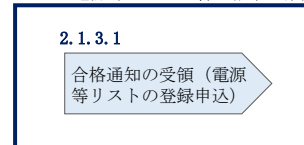


図 2-6 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

電源等情報が変更された旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-7 参照）。電源等リストの登録申込後、本機関が内容を確認した結果、他の対象事業者より提出された電源等リスト内の電源または需要抑制と重複がある等、不備があった場合、不合格通知が送付されます。

2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

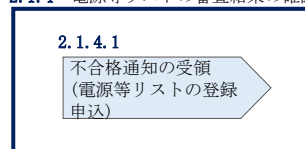


図 2-7 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

不合格通知が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で容量を提供する電源等の区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

注1：電源等リストに不備がある場合の対応について

電源等リストに不備がある場合、2022年4月末日の10営業日前までに不合格である旨が通知されます。再申込を希望する場合、不備を解消してすみやかに再申込してください。審査終了日である2022年4月末日までに、不備が解消されない電源等はアグリゲートリソースとして認められないため、対象事業者は当該電源等を除外して電源等リストを構成してください。

注2：電源または需要抑制と合意済みであるエビデンスの提出について

電源または需要抑制が、他の対象事業者が提出する電源等リストに登録されている電源または需要抑制と重複していることにより不合格となった場合には、電源等と合意済みであるエビデンス（契約期間が記載されたもので、様式自由）を再申込時に提出してください。なお、書類の提出にあたっては、本機関に電磁的記録媒体（CD-R等）で郵送してください。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2024_電源等リスト 宛

対象実需給年度

注3：電源等リストの登録が完了しない場合の対応について

電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務編（全般）」の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。

また、電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、実効性テストの実施、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。

2.2 電源等リストの変更手続き

本節では、電源等リストの変更手続きについて以下の流れで説明します（参照）。

0

電源等リストの変更申込

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

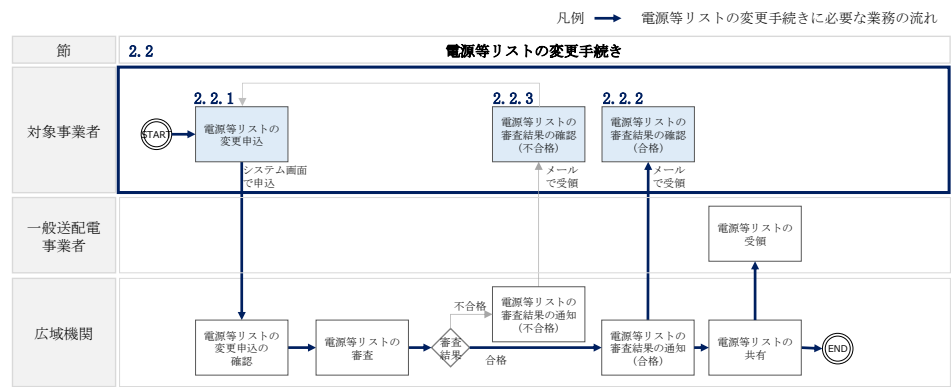


図 2-8 電源等リストの変更手続きの詳細構成

注1：実効性テスト前の電源等リストの更新について

以下の場合に限り、実効性テスト実施時期の前（夏季：5月末、冬季：10月末）までに電源等リストの更新を完了してください。更新しない場合は、その電源等当該地点は実効性テストでの発動実績は評価されません。

- ・電源等リスト登録時（2022年2月末まで）に新設電源として登録された電源について、未確定であった内容（地点特定番号、BGコード等）が確定した場合
- ・既設電源において電源等リスト登録時（2022年2月末まで）からBGコードが変更となった場合

注2：計量値が取得できない地点の削除について

発動実績の報告までに計量値が取得できない地点があることが判明した場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該当地点を削除してください。

注3：電源等リストの変更申込が可能な電源について

実効性テスト後に発動実績を登録し、既に期待容量が評価された対象事業者が対象となります。

注4：電源等リストの変更受付期間について

実効性テスト後の電源等リストの変更の申込可能期間は、2023年10月から2025年2月10日までとなります。2023年9月末までの期間は、電源等リストを変更することはできません。

2.2.1 電源等リストの変更申込

本項では、電源等リストの変更申込について説明します（図2-9参照）。

2.2.1.1 事前準備

2.2.1.2 電源等リストの作成

2.2.1.3 電源等リストの提出

2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込

2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了

2.2.1 電源等リストの変更申込

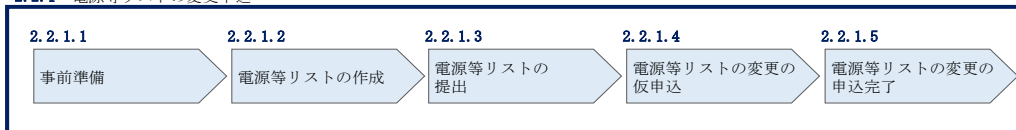


図 2-9 電源等リストの変更申込

なお、改定回数は修正があるファイルのみ変更してください。

事業者 対象実 電源等 A 枝番 R 改定回数
コード 需給年度 識別番号 ※ファイルを分割しない場合、
A 枝番は不要です。

事業所コード
事業所名称
事業所所在地
事業所電話番号

事業者コード
対象実需給年度
電源等識別番号
A枝番 R改定回数

エリア

※ファイルを分割しない場合、
A枝番は不要です。

実需給期間中の電源等リストの変更申込は毎月 10 日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月 11 日～当月 10 日までの期間に申込まれた、かつ、書類等に不備がない場合、最短で翌月 1 日から変更済みの電源等リストが有効となります。

電源等リストに電源または需要抑制を追加することを希望する場合、追加する電源または需要抑制に係る書類のみを提出してください。一方で、電源等リストから電源または需要抑制を削除することを希望する場合、書類の提出は必要ありません。

2.2.1.1 事前準備

『2.1.2.1 事前準備』を参照してください。

2.2.1.2 電源等リストの作成

『2.1.2.2 電源等リストの作成』を参照してください。

2.2.1.3 電源等リストの提出

『2.1.2.3 電源等リストの提出』を参照してください。

2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込

『2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込』を参照してください。

2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了

『2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了』を参照してください。

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-10 参照）。電源等リストの変更申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、合格通知が送付されます。

2.2.2.1 合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

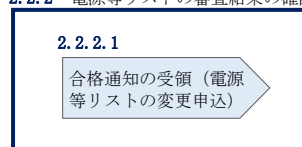


図 2-10 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.2.2.1 合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

『2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）』を参照してください。

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-11 参照）。電源等リストの変更申込後、本機関が内容を確認した結果、他の対象事業者より提出された電源等リスト内の電源または需要抑制と重複がある等、不備があった場合、不合格通知が送付されます。

2.2.3.1 不合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

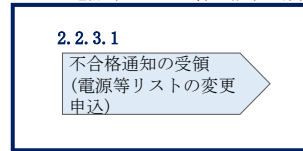


図 2-11 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

2.2.3.1 不合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

『2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）』を参照してください。

第3章 実効性テスト

本章では、実効性テストに関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 実効性テスト前手続き
- 3.2 実効性テストの実施
- 3.3 実効性テスト後手続き

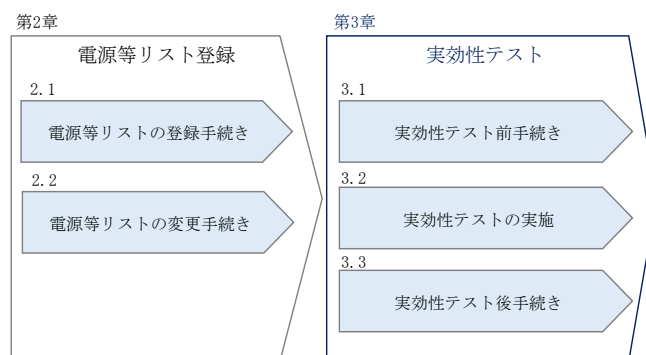


図 3-1 第3章の構成

注1：実効性テストの希望時期について

実効性テストの実施時期については、希望時期（夏季または冬季のいずれか）を選択できます。原則、対象事業者の希望時期に実効性テストを行うこととします。

注2：実効性テストの実施時期と再テストについて

夏季に実効性テストを実施した場合、再テストは夏季1回・冬季1回の計2回、冬季に実効性テストを実施した場合、再テストは冬季1回となります。

注3：実効性テストで発生した電力量(キロワットアワー)の扱いについて

実効性テストにおける電力量は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給または卸電力取引所への入札を通じて適切に提供していただきます。なお、対象事業者が卸電力市場へ入札する場合は、日本卸電力取引所の会員資格手続きや属地一般送配電事業者との発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が必要となります。

注4：実効性テストにおけるバランシンググループの組成について

実効性テストでは、電源等リストに含まれる電源リソース、需要抑制リソースについて、発電バランシンググループ、需要抑制バランシンググループの組成に制約等はありません。

3.1 実効性テスト前手続き

本節では、実効性テスト前手続きについて以下の流れで説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認
- 3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼
- 3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認
- 3.1.4 実効性テスト実施時期の登録

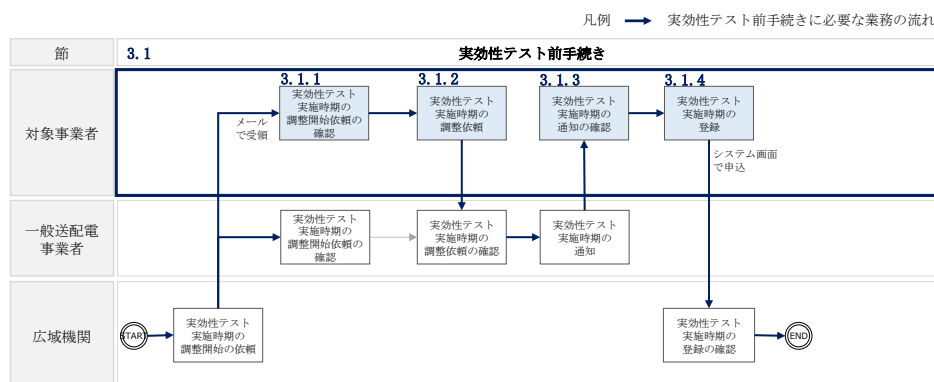


図 3-2 実効性テスト前手続きの詳細構成

3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

本項では、実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認の手続きについて説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領

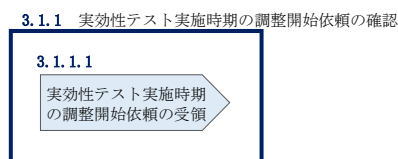


図 3-3 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領

2022 年 4 月 10 日までに、全ての発動指令電源提供者（市場退出したものを除く）および容量市場へ参加予定の事業者へ、実効性テスト実施時期の調整開始依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼

本項では、実効性テスト実施時期の調整依頼について説明します(図 3-4 参照)。

3.1.2.1 実効性テスト実施時期の調整依頼

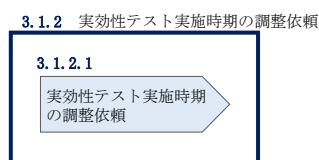


図 3-4 実効性テスト実施時期の調整依頼

3.1.2.1 実効性テスト実施時期の調整依頼

対象事業者は、2022 年 4 月末までに、属地一般送配電事業者に対し、実効性テスト実施の希望時期（夏季または冬季のいずれかを選択できますが、具体的な月日・時間帯を指定することはできません）をメールで連絡します。

なお、属地一般送配電事業者の連絡先のメールアドレスは異なりますので、本機関ウェブサイトにて別途お知らせします。

3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認

本項では、実効性テスト実施時期の通知の確認について説明します(図 3-5 参照)。実効性テストの実施時期の調整後、属地一般送配電事業者から、確定した実施時期が通知されます。

3.1.3.1 実効性テスト実施時期の通知の受領

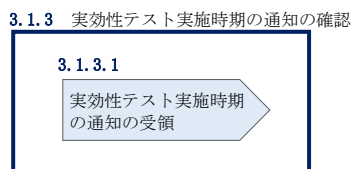


図 3-5 実効性テスト実施時期の通知の確認

3.1.3.1 実効性テスト実施時期の通知の受領

2022 年 6 月 10 日までに、対象事業者へ、属地一般送配電事業者から確定した実効性テストの実施時期(夏季もしくは冬季)の調整結果がメールで通知されます。

3.1.4 実効性テスト実施時期の登録

本項では、実効性テスト実施時期の登録について説明します(図 3-6 参照)。

3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録

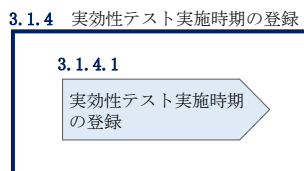


図 3-6 実効性テスト実施時期の登録

3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録

一般送配電事業者から実効性テストの実施時期の調整結果が通知された日からすみやかに、容量市場システムに実効性テストの実施時期を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて、実効性テストに係る項目を入力します。実効性テストの実施時期の登録にあたっては「変更理由」欄に「実効性テストの実施時期の登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします(図 3-7 参照)。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、実効性テストの実施時期の登録の申込は完了していませんので注意してください。

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 15:06
ユーザ名: 7002担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分	発動指令電源 (アグリゲート)
変更区分	実効性テスト実施時期登録・変更

① 実効性テスト以外の発動実績の利用希望 * 実効性テスト以外の発動実績の利用希望の有無を指定してください。
☐ 有 ☒ 無

② 実効性テスト実施時期 実効性テスト実施の時期を指定してください。
 1: 夏季 ▼

再テスト希望	夏季	夏季の再テスト希望の有無を指定してください。 ☐ 有 ☐ 無
	冬季	冬季の再テスト希望の有無を指定してください。 ☐ 有 ☐ 無

登録済電源等リスト一覧

削除	No.	電源等リスト名
☐	1	電源等リスト1.xlsx

③ 変更理由 * 全角または半角文字で入力してください。
 実効性テストの実施時期の登録

確認

Copyright ©2020. All Rights Reserved.

図 3-7 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-1 実効性テスト実施時期の登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	実効性テスト以外の発動実績の利用希望	「無」または「有」にチェック
②	実効性テスト実施時期	・ ①を「無」とした場合 「夏季」もしくは「冬季」を選択 ・ ①を「有」とした場合 空欄とする
③	変更理由	・ ①を「無」とした場合 「実効性テストの実施時期の登録」と記入

No.	項目	記入内容
		・①を「有」とした場合 「実効性テスト以外の発動実績を利用するため」と記入

※実効性テスト実施時期の登録の時点では、「再テスト希望」の選択は不要です。

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、実効性テストの実施時期を登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、実効性テストの実施時期の登録申込では審査がありませんので、申込完了と同時に電源等情報に反映されます。

注：実効性テストの実施時期を登録できない場合の対応について

実効性テストの実施時期を2022年6月20日までに登録できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

3.2 実効性テストの実施

本節では実効性テストの実施の手続きについて説明します(図 3-8 参照)。

3.2.1 実効性テストの実施指令への対応

3.2.2 発動実績の算定

3.2.3 再テスト実施有無の検討

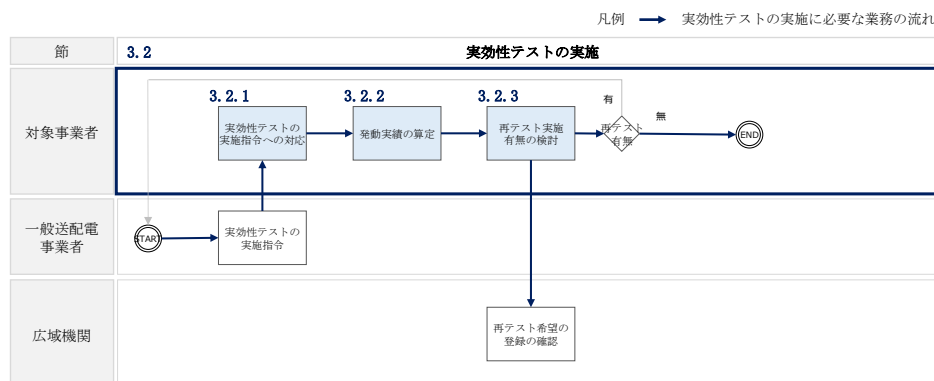


図 3-8 実効性テストの実施の詳細構成

3.2.1 実効性テストの実施指令への対応

本項では、実効性テストの実施指令への対応について説明します(図 3-9 参照)。

3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令

3.2.1.2 実効性テストの実施

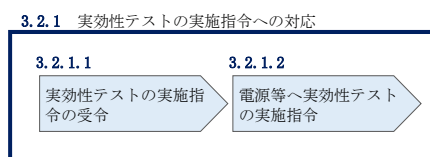


図 3-9 実効性テストの実施指令への対応

3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令

対象事業者は、属地一般送配電事業者から夏季（7月1日～9月30日）もしくは冬季（12月1日～2月末日）の特定の6コマに関して、3時間前までに実効性テストの実施指令をオンライン機能（簡易指令システムを含む）で受令します。

また、実効性テストの実施指令の設定時間は、9時から20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）となります。なお、実効性テストは2日連続で実施する場合があります。

他の発動実績を実効性テスト結果の代替として提出予定で、実効性テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

3.2.1.2 実効性テストの実施

実効性テストの実施指令の受令後、対象事業者は、電源等リストの各リソースより供給力を提供していただきます。

※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映してください。なお、実効性テストにおいて調整力としての精算は行われません。

3.2.2 発動実績の算定

本項では、実効性テスト実施後に行う発動実績の算定について説明します(図 3-10 参照)。

3.2.2.1 事前準備

3.2.2.2 ベースラインの算定

3.2.2.3 発動実績等の算定

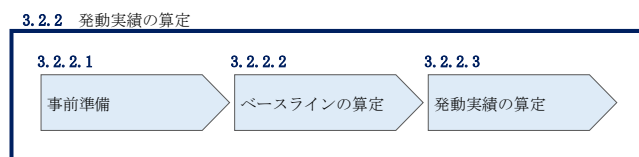


図 3-10 発動実績の算定

3.2.2.1 事前準備

実効性テストを実施した対象事業者は、発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している発電契約者・契約者（託送契約者）から、発電量調整受電電力量および接続供給電力量を取得します。

対象事業者は、以下の情報を取得します。

- ・ 電源等リストに含まれる各地点の発電量調整受電電力量および接続供給電力量（※ 30 分値×6 コマ）

- ・ ベースライン算定に必要となる接続供給電力量（※ 30 分値×指令日前 30 日分）

注：計量値が取得できない場合の対応について

計量値が取得できない地点がある場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該地点を削除してください。なお、電源等リストから当該地点を削除せずに虚偽の発動実績を報告していることが疑われた場合、本機関は、必要に応じて、提出された情報について報告者に詳細を確認する場合があります。

3.2.2.2 ベースラインの算定

実効性テストを実施した対象事業者は、電源または需要抑制のベースライン（需要端）を算定します。

<電源のベースラインの算定方法>

電源のベースラインは 0 とします。

<需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法>

DR⁴実施日当日を含まない直近 5 日間のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間（high 4 of 5）の接続供給電力量を利用し、4 日間の接続供給電力量のコマ毎の平均値（＝仮ベースライン）を算定します。

次に、DR 実施時間の 4 時間前から 1 時間前まで（対象実需給年度 2024 年度の場合）の 6 コマについて、「(DR 実施日当日のコマ毎の接続供給電力量) - (仮ベースライン)」の平均値（＝当日調整値）を算定します。

最後に、DR 実施時間帯の各コマの接続供給電力量に、当日調整値を加算し、ベースラインを算定します。なお、ベースラインがマイナスになるコマのベースラインは零とします。

需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法については、発動実績算定諸元一覧のエクセルファイルに含まれる「(参考)ベースライン算定用シート」のシートを参考にしてください。なお、報告にあたり当該シートは入力して頂く必要はありません。

⁴ ディマンドレスポンスの略。実効性テストの実施指令のみならず、他の発動実績の算定根拠となる一般送配電事業者から指令に対する需要抑制も含まれます。

注1：DR 実施日当日を含まない直近5日間の対象について

土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、過去の DR 実施日（電源Ⅰ’の発動日含む）を除外します。

また、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近5日間の DR 実施時間帯の平均需要量の25%未満となる場合も、当該日を除外します（図 3-11 参照）。

注2：4日間の選定方法について

DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合、DR 実施日から最も遠い1日を除外した4日間の接続供給電力量を利用します。ただし、4日分に満たない場合、DR 実施日から過去30日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を加えた4日間の接続供給電力量の平均値を算定された値とします。

それでもなお4日未満の場合は、平均需要量が総平均値の25%未満の日から平均需要量が多い日から順に充当する。平均値が同じ日が複数ある場合は、発動日から最も近い日を対象とする。

注3：端数処理について

需要抑制のベースライン（需要端）の算定において、ベースライン（需要端）および計算途中での端数処理は行わない。

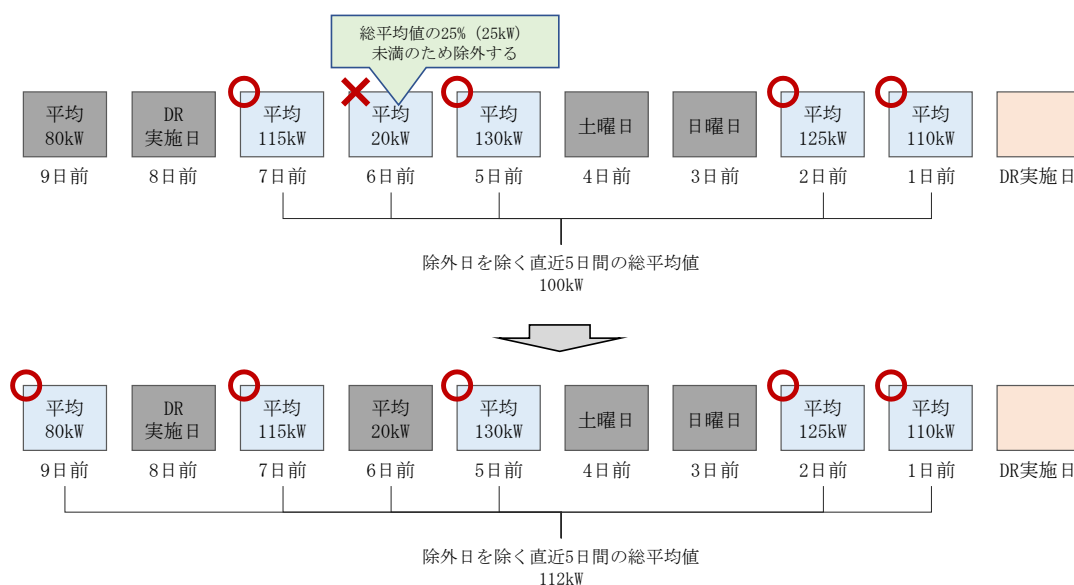


図 3-11 平日のベースライン設定における除外日のイメージ図

3.2.2.3 発動実績等の算定

実効性テストを実施した対象事業者は、電源または需要抑制の発動実績[kWh]を算定したうえで、実効性テスト後の期待容量[kW]を算定します。

＜電源の発動実績の算定方法＞

コマ毎、地点毎に、発電量調整受電電力量から電源のベースラインの零を減じて、電源の発動実績[kWh]を算定します。

＜需要抑制の発動実績の算定方法＞

コマ毎、地点毎に、3.2.2.2 ベースラインの算定にもとづき需要抑制のベースライン（需要端）を算定し、当該ベースラインおよび接続供給電力量を当該エリアの電圧区分毎の損失率を考慮した送電端換算値に変換します。変換後のベースライン（送電端）から接続対象電力量（送電端）を減じて、需要抑制の発動実績[kWh]を算定します。

＜電源等リスト全体の発動実績の算定方法＞

各コマ、各地点の電源の発動実績[kWh]と、各コマ、各地点の需要抑制の発動実績[kWh]を合算し、各コマの電源等リスト全体の発動実績を算定します。

＜リクワイアメント未達成量の算定方法＞

各コマの電源等リスト全体の発動実績をアセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値で除してコマごとの達成率を算定し、1からコマごとの達成率を減じてコマごとの未達成率（※）を算定します。アセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値にコマごとの未達成率を乗じてコマごとのリクワイアメント未達成量を算定します。

※負値となる場合は零とします。

＜実効性テスト未達成量の算定方法＞

コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]の6コマの合計値を3で除して実効性テスト未達成量[kW]を算定します。なお、実効性テストを2日連続で行った場合、実効性テスト未達成量[kW]の1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、対象事業者が選択することが出来ます。

＜期待容量（実効性テスト後）の算定方法＞

・実効性テスト未達成量[kW]=0 の場合

各コマの電源等リスト全体の発動実績の6コマの合計値を3で除して、期待容量（実効性テスト後）を算定します。

・実効性テスト未達成量[kW]>0 の場合

アセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は実効性テスト前に登録した期待容量）から実効性テスト未達成量[kW]を減じて期待容量（実効性テスト後）を算定します。

注1：kW換算について

各コマ、各地点の電源および需要抑制の発動実績[kWh]の合計値は、6コマ×30分値であるため、kW値に変換するにあたり、6コマの合計値を3で除す必要があります。

注2：端数処理について

- ・ベースライン（送電端）[kWh]…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入
 - ・接続対象電力量（送電端）[kWh]…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入
 - ・コマごとの達成率…小数点第11位を四捨五入
 - ・コマごとの未達成率…小数点第11位を四捨五入
 - ・コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]…有効数字10桁とする
 - ・リクワイアメント未達成量[kWh]…有効数字10桁とする
 - ・実効性テスト未達成量[kW]…小数点以下切り上げ
 - ・期待容量（実効性テスト後）[kW]…小数点以下切り捨て
- ※上記以外は計算途中での端数処理を行わない

3.2.3 再テスト実施有無の検討

本項では、発動実績の算定後に行う再テスト実施有無の検討について説明します(図3-12参照)。

3.2.3.1 再テスト実施有無の検討

3.2.3.2 再テスト希望の登録

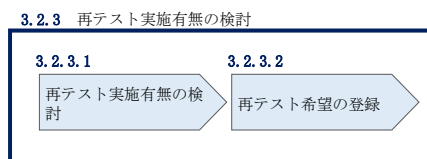


図 3-12 再テスト実施有無の検討

3.2.3.1 再テスト実施有無の検討

実効性テストを実施した対象事業者は、実効性テストの結果を踏まえたうえで実効性テストの再テストの実施有無を検討します。

同時期に再テストを希望する場合には実効性テストの1週間後、別時期に再テストを希望する場合には実効性テストの2か月後を期限とし、属地一般送配電事業者への再テスト希望時期の連絡（属地一般送配電事業者への調整にあたっては、『3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼』から『3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認』までの手続きをご参照ください。）を実施します。その後、すみやかに容量市場システムへの再テスト希望の登録を実施します。属地一般送配電事業者との再テスト希望時期の調整後に行う実効性テストの実施対応手続きは『3.2 実効性テストの実施』をご参照ください。

再テスト申込後に、再テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

注：再テストの回数について

再テストの実施は、夏季および冬季において各1回を上限に受け付けます。属地一般送配電事業者に対して、回数上限を超えて再テストの実施は依頼できません。

3.2.3.2 再テスト希望の登録

実効性テストの再テスト希望を登録する場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて実効性テストに係る項目を入力します。電源等情報の追加登録にあたっては「変更理由」欄に「再テスト希望の登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします（図 3-13 参照）。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、再テスト希望の登録の申込は完了していませんので注意してください。

容量市場システム

ログイン日時: 2020/11/12 15:06
ユーザ名: 1702担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分 発動指令電源 (アグリゲート)

変更区分 実効性テスト実施時期登録・変更

実効性テスト以外の発動実績の利用希望 * 実効性テスト以外の発動実績の利用希望の有無を指定してください。
☐ 有 ☒ 無

実効性テスト実施時期 実効性テスト実施の時期を指定してください。
1: 夏季

① 再テスト希望

夏季 夏季の再テスト希望の有無を指定してください。
☐ 有 ☒ 無

冬季 冬季の再テスト希望の有無を指定してください。
☒ 有 ☐ 無

登録済電源等リスト一覧

削除	No.	電源等リスト名
☐	1	電源等リスト1.xlsx

② 変更理由 * 金角または半角文字で入力してください。
再テスト希望の登録

確認

Copyright ©2020. All Rights Reserved.

図 3-13 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-2 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	再テスト希望	「夏季」または「冬季」にて、「有」をチェック ※2 回目の再テスト実施を希望する場合には、「夏季」「冬季」とも「有」にチェックが入っている状態になる
②	変更理由	「再テスト希望の登録」と記入 再テスト実施時期（夏季もしくは冬季）を記入

※再テスト希望の登録の時点では、「実効性テスト以外の発動実績の利用希望」と「実効性テスト実施時期」の選択は不要です。

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、電源等情報の追加登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。
 なお、再テスト希望の登録申込では審査がありませんので、申込完了と同時に電源等情報に反映されます。

3.3 実効性テスト後手続き

本節では実効性テスト実施後に行う手続きについて説明します(図 3-14 参照)。

- 3.3.1 発動実績の報告依頼の確認
- 3.3.2 発動実績の報告
- 3.3.3 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果一致)
- 3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果不一致)

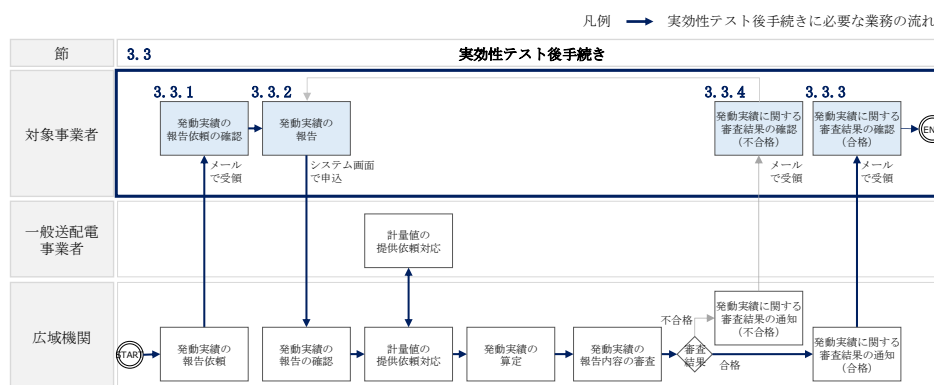


図 3-14 実効性テスト後手続きの詳細構成

3.3.1 発動実績の報告依頼の確認

本項では、発動実績の報告依頼の確認の手続きについて説明します (図 3-15 参照)。

3.3.1.1 発動実績の報告依頼の受領

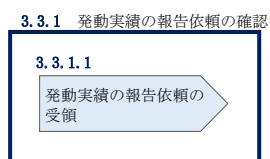


図 3-15 発動実績の報告依頼の確認

3.3.1.1 発動実績の報告依頼の受領

2023年2月10日頃、全ての電源等リスト登録者（市場退出したものを除く）へ、発動実績の報告依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

発動実績（実効性テストによる発動実績もしくは他の発動実績）を報告していない対象事業者は、2023年3月10日までに、発動実績を報告する必要があります。

3.3.2 発動実績の報告

本項では、発動実績の報告について説明します(図 3-16 参照)。2023 年 3 月 10 日までに、実効性テストによる発動実績もしくは他の発動実績を報告します。

- 3.3.2.1 事前準備
- 3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力
- 3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込
- 3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了

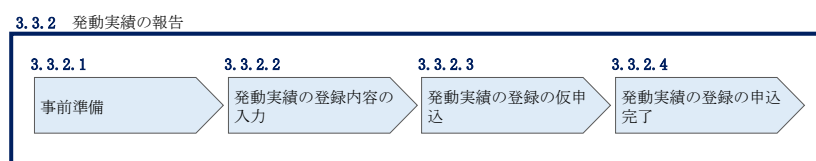


図 3-16 発動実績の報告

注 1：発動実績の自主的な報告について

本機関からの発動実績の報告依頼の受領前であっても、発動実績を報告することは可能です。

注 2：発動実績の未報告時の対応について

2023 年 3 月 10 日までに発動実績を報告しない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」の第 2 章 2.6 と第 3 章を参照し、手続きを行ってください。ただし、2023 年 2 月に実効性テストを実施し、3 月 10 日までに発動実績が報告できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

また、上記の場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。

注 3：実需給年度中の発動実績の報告方法、提出期限については実需給を対象とした業務マニュアルで別途お知らせします。

発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）（様式 10）を作成します。発動実績算定諸元一覧の作成単位は、電源等リスト単位です。

発動実績算定諸元一覧は本機関のホームページの容量市場のページ⁵よりダウンロードの上、必要な項目を入力します（表 3-3、表 3-4、表 3-5、表 3-6、表 3-7 参照）。

実効性テストによる発動実績を報告する場合には、夏季もしくは冬季の実効性テストの実施結果を入力します。再テストを実施している場合には、対象事業者が任意に選択した再テストを含む実効性テストの実施結果を選択できます。また、他の発動実績を代替して報告することも可能です。

作成した発動実績算定諸元一覧のファイル名は、「「エリア_発動実績_事業者コード_対象実需給年度_電源等識別番号_A 枝番（ファイルを分割して提出する場合のみ）_R 改訂回数.xlsx」」としてください。なお、ファイルサイズが、4MB を超える、もしくは内訳が 10,000 件を超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。

東京_発動実績_0123_2024_0123456789_R0.xlsx

エリア 事業者 対象実 電源等 R 改定番号
コード 需給年度 識別番号

※枝番は不要です。

- ・ 1 個目 東京_発動実績_0123_2024_0123456789_A1_R0.xlsx

- ・ 2 個目 東京_発動実績_0123_2024_0123456789_A2_R0.xlsx


⁵ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>

注1：他の発動実績の報告について

具体的な代替可能となる実績は、対象実需給年度が2024年度～2025年度では、実効性テストの実施年度に発動された電源Ⅰ’の実績、対象実需給年度が2026年度以降では、一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績が有効となります。例えば、対象実需給年度が2024年度の場合、2022年度に発動された電源Ⅰ’の実績が報告の対象になります。

他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源Ⅰ’の指令）に応じた電源等である必要があります。電源Ⅰ’の実績を代替として利用する場合、電源Ⅰ’の各リソースが分かる契約書等の写しを容量市場システムに提出していただきます。

また、他の発動実績の算定に用いられた需要抑制のベースラインがhigh 2 of 3やそれ以外の考え方にに基づき算定されている場合には、high 4 of 5に基づきベースラインを再算定したうえで、発動実績を報告してください（high 4 of 5のベースライン算定方法は、『3.2.2.2 ベースラインの算定』をご参照ください）。

注2：2日連続で実効性テストを実施した場合について

実効性テスト未達成量の1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、対象事業者が選択の上、本機関に提出いただきます。ただし、2日間の平均値を選択した場合は1日目、2日目の発動実績等についても報告いただきます。

表 3-3 発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「発動指令電源」と記入
②	事業者名	電源等リストに記入した事業者名を記入
③	事業者コード	電源等リストに記入した事業者コードを記入
④	電源等リストの名称	電源等リストに記入した電源等リストの名称を記入
⑤	エリア名	電源等リストに記入したエリア名を記入

No.	項目	留意点
⑥	(リスト単位の) 系統コード	電源等リストに記入した (リスト単位の) 系統コードを記入
⑦	発動開始日時	発動開始日時を記入
⑧	期待容量[kW]	電源等リストに記入した電源等リスト単位の期待容量[kW]を記入
⑨	発動実績 (電源)	発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 3-4 の記載項目 (電源シート) の記入により自動算定。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を 1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の 10 ファイル目分の実績記入欄に 10 ファイル以上分の実績を合算して入力。
⑩	発動実績 (需要抑制)	発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 3-5 の記載項目 (需要抑制シート) の記入により自動算定。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を 1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の 10 ファイル目分の実績記入欄に 10 ファイル以上分の実績を合算して入力。
⑪	発動実績 (合計)	⑨⑩の記入により自動算定
⑫	コマごとの達成率	
⑬	コマごとの未達成率	
⑭	コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]	
⑮	リクワイアメント未達成量[kWh]	
⑯	実効性テスト未達成量[kW]	
⑰	期待容量 (実効性テスト後) [kW]	

表 3-4 発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）

No.	項目	留意点
①	受電地点特定番号	電源等リストに記入した受電地点特定番号を記入
②	電源等の名称	電源等リストに記入した電源等の名称を記入
③	B Gコード	電源等リストに記入したB Gコードを記入
④	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分を記入（表 2-7 参照）
⑤	ベースライン[kWh]	「0」で固定（入力不要）
⑥	発電量調整受電電力量[kWh]	属地一般送配電事業者から受領した「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照して記入して下さい。 なお、④を記入した地点については、表 3-6 計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法を参照して記入して下さい。 ※6 コマ分
⑦	発動実績[kWh]	⑥の記入により自動算定

表 3-5 発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）

No.	項目	留意点
①	対象エリアの損失率[%]	属地一般送配電事業者の託送供給等約款を参照して電圧区分ごとに記入
②	需要家名	電源等リストに記入した需要家名を記入
③	電圧区分	地点の供給電圧をもとに電圧区分（低圧、高圧、特高）を記入
④	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分を記入（表 2-7 参照）
⑤	ベースライン（需要端）[kWh]	確定使用量を用いて、3.2.2.2 ベースラインの算定を参照して記入 なお、部分供給の場合は全量の値を用いて算定したベースラインを記入 自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定したベースラインを記入 ※6 コマ分

No.	項目	留意点
⑥	接続供給電力量（需要端）[kWh]	確定使用量を参照して記入 なお、部分供給の場合は全量の値を記入 自己託送地点の場合は小売供給分の値を記入 ※6 コマ分
⑦	ベースライン（送電端）[kWh]	①③⑤の記入により自動算定
⑧	接続対象電力量（送電端）[kWh]	①③⑥の記入により自動算定
⑨	発動実績[kWh]	①③⑤⑥の記入により自動算定

表 3-6 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

No.	計量・仕訳区分	留意点
①	バイオマス（混焼）非 FIT 分	・電源等リストへバイオマス混焼 FIT 調達上限比率を記入した場合は、以下の手順で計量値を算定する。 (1) バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグが同じ番号の非 FIT 分、FIT 分の計量値をコマごとに合算 (2) 合算値×（100－バイオマス混焼 FIT 調達上限比率[%]）÷100 によりコマごとの非 FIT 分の計量値を算出 (3) 非 FIT 分の計量値と(2)で算出した値をコマごとに比較し、小さい方を記入する。 ・電源等リストへ予定比率を記入した場合は、以下の手順で計量値を算定する。 (1) バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグが同じ番号の非 FIT 分、FIT 分の計量値をコマごとに合算 (2) 合算値×（100－予定比率[%]）÷100 によりコマごとの非 FIT 分の計量値を算出し記入する。
②	バイオマス（混焼）FIT 分	FIT 分の実績は零を記入（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する場合、またはバイオマス比率を零に変更する予定の場合についても①の非 FIT 分の実績が含まれる。）
③	差分計量 非 FIT 分	差分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入
④	差分計量 FIT 分	差分計量により仕訳された FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了することが前提）

No.	計量・仕訳区分	留意点
⑤	按分計量 非 FIT 分	按分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入
⑥	按分計量 FIT 分	差分計量により仕訳された FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了することが前提）
⑦	部分買取	部分買取により仕訳された計量値について、電源等リストへ登録した地点ごとの BG コードにより確認し記入。なお、部分買取により仕訳された計量値であっても、電源等リストに記載されていない地点（BG コード）については、当該実績分は評価されません。
⑧	自己託送地点	発電計画により仕訳された自己託送以外の計量値であることを、BG コードにより確認し記入

表 3-7 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

No.	計量・仕訳区分	留意点
①	部分供給（全量）	部分供給を受けている需要家は接続供給電力量の全量を記入
②	自己託送地点	自己託送需要以外（小売供給による需要）の接続供給電力量を記入

注1：計量値の取得について

容量提供事業者が託送契約(接続供給契約・発電量調整供給契約等)を締結していない場合、託送契約等を締結している事業者から計量値(発電実績・需要実績)の提供を受ける環境を整えていただく必要があります。

一般送配電事業者から各地点の計量値を取得できるのは、託送契約等を締結している事業者であり、容量提供事業者が託送契約等を締結していない場合、一般送配電事業者から計量値を取得することはできません。

注2：買取上限の設定について

FIT 制度において月単位での買取上限の設定を行う旨申請した上で、非バイオマス発電部分(FIT 買取上限の範囲外)について容量市場へ参加していただきます。

(電力・ガス基本政策小委員会 第30回制度検討作業部会)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/030_04_03.pdf

注3：端数処理について

バイオマス(混焼)非FIT分…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入

3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力

容量市場システムにて、発動実績に関する項目を登録し、発動実績算定諸元一覧をアップロードします。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックして、検索結果が「期待容量情報一覧」に表示されます。次に、「期待容量情報一覧画面」で期待容量を変更したい電源の「期待容量番号」リンクをクリックして、「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。

「期待容量情報変更申込画面」にて、必要項目の入力および書類の追加を行います。期待容量の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由を記入してください(図

3-17 参照)。実効性テストによる発動実績と他の発動実績を提出する場合で「変更理由」の入力内容が異なります（表 3-8、表 3-9 参照）。

書類の追加については、「期待容量情報変更申込画面」の「添付ファイル（追加）」の「ファイル選択」ボタンをクリックして、発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）をアップロードします。

注：実効性テスト後の期待容量について

実効性テスト後の期待容量が容量確保契約容量以上の場合、容量確保契約容量は変更されず、期待容量のみが変更されます。また、実効性テスト後の期待容量が容量確保契約容量を下回る場合、容量確保契約容量および期待容量が変更されます。

なお、メインオークション時に登録していた期待容量と容量確保契約容量が異なる場合も、上記と同様に実効性テスト後の期待容量に変更されます。

容量市場システム

ログイン日時: 2020/11/12 11:49
ユーザ名: 7702担当 ア(フェーズ2) ログアウト

期待容量情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報詳細画面 > 期待容量情報変更申込画面

期待容量番号	0000001413
事業者コード	7702
参加登録申請者名	事業者0
電源等識別番号	0000001627
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源 (アグリゲート)
電源等の名称	事業者0000_発動指令1
実需給年度	2034
設備容量[kW]	
同時最大受電電力[kW]	
エリア名	北陸

①

期待容量[kW]

*

半角数字で入力してください。
100000

②

変更後期待容量[kW]

*

半角数字で入力してください。
XXXXXX

③

実効性テスト・発動実績値登録

*

実効性テスト・発動実績値登録の完了・未完了を指定してください。
☒ 完了 ☐ 未完了

③

変更理由

*

全角または半角文字で入力してください。
変更理由XXXXXXXX

提出書類一覧

添付ファイル (追加)

アップロードする添付ファイルを選択してください。

ファイル選択

発動実績算出用ファイル.xlsx

ファイル選択

ファイルが選択されていません

ファイル選択

ファイルが選択されていません

ファイル選択

ファイルが選択されていません

ファイル選択

ファイルが選択されていません

発動実績算定諸元一覧 (EXCEL ファイル) を「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

クリア

クリア

クリア

クリア

クリア

登録済添付ファイル一覧

削除	No.	添付ファイル名
----	-----	---------

確認

Copyright 0000. All Rights Reserved.

図 3-17 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-8 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧
 (実効性テストによる発動実績)

No.	項目	留意点
①	変更後期待容量 (kW)	実効性テストにより算出された期待容量(実効性テスト後) (kW) を入力 ※ 1,000kW 未満の場合も入力
②	実効性テスト・ 発動実績値登録	「完了」にチェック
③	変更理由	発動実績の種別、実効性テストの実施時期、発動年月日 および開始時刻・終了時刻を記入 例) 実効性テストによる発動実績 (2022 年夏季) 2022/08/01 (火) 12:00-15:00

表 3-9 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧
 (他の発動実績)

No.	項目	留意点
①	変更後期待容量 (kW)	他の発動実績(実効性テストの実施年度に発動された電源Ⅰ'の実績、もしくは、一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績)を参照し算出された電源等リスト全体の期待容量(送電端換算値) (kW) を入力 なお、発動実績を算定済みではない場合、『3.2.2 発動実績の算定』を参照し他の発動実績を算定してください ※1,000kW 未満の場合も入力
②	実効性テスト・発動実 績値登録	「完了」にチェック
③	変更理由	発動実績の種別、他の発動実績の基になる発動指令の発 動年月日および開始時刻・終了時刻を記入 例) 他の発動実績(電源Ⅰ'の実績)(2022 年発動) 2022/08/16 (水) 12:00-15:00

3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込

入力完了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込確認画面」へ進みます。

「期待容量変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、登録の申込は完了していませんので注意してください。

3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」で内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」で「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

3.3.3 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）

本項では、発動実績に関する審査結果の確認の手続きを説明します(図 3-18 参照)。
対象事業者が申告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致した場合、審査結果および期待容量の変更登録が完了した旨の通知が送付されます。

3.3.3.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

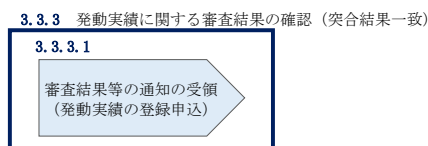


図 3-18 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）

3.3.3.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

発動実績の審査完了後、審査結果を通知するため、3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了で登録された期待容量の申込情報を本機関で変更します。（本機関による変更の際も、申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。）変更の際に「変更後期待容量」欄へ本機関にて評価した期待容量を入力し、提出された発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）と合わせて、本機関による発動実績の審査結果(CSV ファイル)を容量市場システムにアップロードしますので、期待容量の登録が完了した旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されましたら、内容を確認してください。

注：期待容量の値に基づく対応について

容量確保契約書を締結済の発動指令電源は、期待容量が 1,000kW 未満である場合、市場退出（全量退出）となります。また、期待容量が 1,000kW を上回っているものの容量確保契約容量を下回っている場合、容量確保契約容量と期待容量の差分が市場退出（部分退出）となります。本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」の第2章 2.6 と第3章を参照し、すみやかに手続きを行ってください。2023 年 4 月 10 日までに市場退出の手続きがされない場合、本機関により市場退出の手続きを行います。

容量確保契約書を締結していない発動指令電源について、期待容量が 1,000kW 未満であった場合、調達オークションへの参加や、差替先としての電源等差替ができません。

3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）

本項では、発動実績に関する審査結果の確認の手続きを説明します(図 3-19 参照)。
対象事業者が申告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致しなかった場合、審査結果および期待容量の変更登録が否認された旨の通知が送付されます。

3.3.4.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）

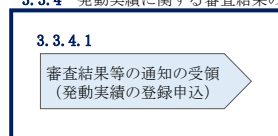


図 3-19 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）

3.3.4.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

発動実績の審査完了後、審査結果を通知するため、3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了で登録された期待容量の申込情報を本機関で変更します。（本機関による変更の際も、申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。）変更の際に「変更後期待容量」欄へ本機関にて評価した期待容量を入力し、提出された発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）と合わせて、本機関による発動実績の審査結果(CSV ファイル)を容量市場システムにアップロードしますので、否認された旨の通知が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されましたら、内容を確認してください。

なお、不一致の理由は「期待容量情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「期待容量審査情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で、検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。

審査結果が不合格となっている期待容量情報の「詳細」リンクをクリックして「期待容量情報審査詳細画面」に進み、「審査内容一覧」の審査コメントを確認します。審査コメントを踏まえて、再度『3.3.2 発動実績の報告』の手続きを実施してください。

注：発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合の対応について

発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。2023年4月10日までに不備が解消されない場合、本機関により市場退出の手続きを行います。

ただし、2023年2月に実効性テストを実施し、4月10日までに不備が解消できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

また、上記の場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、調達オークションの参加や、電源等差替ができません。

Appendix.1 様式一覧

様式 1	発電事業届出書
様式 2	電気工作物変更届出書
様式 3	自家用電気工作物使用開始届出書
様式 4	特定自家用電気工作物接続届出書
様式 5	接続検討回答書
様式 6	工事計画届出書
様式 7	発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表
様式 8	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
様式 9	電源等リスト
様式 10	発電実績算定諸元一覧

様式1 発電事業届出書

様式第 31 の 17（第 45 条の 19 関係）

発電事業届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印

次のとおり発電事業を営みたいので、電気事業法第 27 条の 27 第 1 項の規定により届け
出ます。

										備考
主たる営業所				名称						
				所在地						
その他の営業所				名称						
				所在地						
	発電所の名称	設置の場所 （都道府県 市区町村を 記載すること。）	原動 力の 種類	周波 数	出力	特定発 電用電 気工作 物の出 力	特定発 電用電 気工作 物の接 続最大 電力	供給 の相 手方	供給の 内容	
電 用 の 電 気 工 作 物										
専 ら 自 己 の 消 費 の 用 に 供 す る 発 電 用 の 電 気 工 作 物										
事業開始の予定年月日										
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先										

備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
2 一般送配電事業者による一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当
該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその

様式 2 電気工作物変更届出書

電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり電気工作物の変更をしたい（変更をした）ので、電気事業法第9条第1項（第9条第2項）の規定により届け出ます。

電気事業の用に供する電気工作物		変 更 前	変 更 後	備 考
発 電 電 気 工 作 物 の 物	設置の場所（都道府県都市 区町村を記載すること。）			
	原 動 力 の 種 類			
	周 波 数			
	出 力			
変 電 電 気 工 作 物 の 物	設置の場所（都道府県都市 区町村を記載すること。）			
	周 波 数			
	出 力			
送 電 用 の 電 気 工 作 物	設置の場所（都道府県都市 区町村を記載すること。）			
	電 気 方 式			
	設 置 の 方 法			
	回 線 数			
	周 波 数			
	電 圧			
配 電 用 の 電 気 工 作 物	電 気 方 式			
	周 波 数			
	電 圧			

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
- 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
- 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
- 4 当該項目のない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式3 自家用電気工作物使用開始届出書

様式第60

(別紙7)

自家用電気工作物使用開始届出書

番 号
令和 年 月 日

殿

(〒 -)
住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

(法人番号:)

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第53条の規定により届け出ます。

電 気 工 作 物 を 設 置 す る 事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地	事業場の名称 事業場の所在地(〒 -)
電 気 工 作 物 の 概 要	最大電力 kW 受電電圧 kV 非常用予備発電装置 電圧 V、出力 kW 供給変電所 } 変電所 から譲り受け(借り受け)
使 用 開 始 年 月 日	令和 年 月 日

(備考)1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 代表者の押印は、省略可能。

様式 5 接続検討回答書

接続検討回答書

(高圧版)

別添

様式 AP8-20181001

回答日

年 月 日

1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所(住所)	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 (※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります)

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

(2) 系統連系工事の概要(工事費負担金工事以外も含めた全ての工事)

(a) 工事概要図

(b) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(c) 工事の必要性と設備規模：

様式 6 工事計画届出書

(事業場番号)

工事計画届出書

年 月 日

殿

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 48 条第 1 項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を届け出ます。

様式7 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表

契約事業者:

No.	受電地点特定番号	発電者	発電場所	受電地点明細表(高圧以上)		同時最大 受電電力	不備送電 ピーク電力	不備送電 ピーク電力	受電方式	契約期間	受電電圧	計量電圧	受電線名称	受電線No.	P.T.位置	契約運用開始日	基準値日	その他特記事項
				契約 受電電力	同時最大 受電電力													

受電地点明細表(高圧以上)

受電地点特定番号	発電者	発電場所	受電地点	契約 受電電力	同時最大 受電電力

様式8 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

通知書様式 A（表面）		通知書様式 A（裏面）	
経 済 産 業 省		④	
① 番 号 平成28年6月1日		3. 条件 平成28年6月1日の翌日から起算して270日後の日（以下、「期限」という。）※までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の発注が行われていること、又は、③再生可能エネルギー電気の供給を開始していること、を証する書類（以下、「証拠書類」という。）を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること（必着）。 期限内に証拠書類が提出されない場合、又は期限内に証拠書類が提出された場合でも、審査の結果、証拠書類が上記①及び②、又は③の事実を証するに足りると認められない場合には、本認定は、期限の翌日以降作業にわたり失効します。 また、期限内に証拠書類が提出された場合には、審査が行われている期間中（当該書類の提出から、受理印付き申立書の写し又は失効通知書が到達するまで）は、期限が延長されたものとみなします。ただし、当該期間中の証拠書類の追加提出は認めません。 証拠書類の審査に要する標準処理期間は30日間とします。 なお、期限が270日後の日の場合であって、電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間（以下「接続契約に要する期間」という。）が、180日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して360日後の日まで延長することとし、また、この延長が行われた場合において、接続契約に要する期間が270日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して450日後の日まで延長します。この期限の延長を申し出る場合には、期限までに、別紙2の電力会社による証明書を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局に提出すること（必着）。 ※ この日は、行政機関の休日に関する法律（昭和46年3月29日法律第1号）第1条に規定する休日の場合には、翌日となります。	
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済 太郎 殿		4. 備考 ⑦ 本認定に係る申請の到達日は平成28年4月1日であったため、当該日付時点の運用基準により審査しました。 ⑧ 法第9条第1項の経済産業大臣の認定、又は、平成24年経済産業省告示第139号に規定する法第6条第4項に規定する経済産業大臣の認定への該当の有無：■有 □無 (3) 運転開始後1か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第7の2の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。なお、本設備については、以下のID、パスワードを用いた電子報告が原則となりますので、専用ページ http://www.fei.go.jp/ からログインの上、提出をお願いします。 ⑨ ログインID：12345678 パスワード：ABCDEFGH ④ 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無：□有 ■無	
経済産業大臣 名		＜表示＞ この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第8号）第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。 この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和27年法律第109号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）		2	
③ 平成28年3月30日付けをもって申請があった上記の件については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定をしたので、通知します。			
1. 発電事業者情報			
発電事業者名	経済産業株式会社		
代表者氏名	経済 太郎		
住所	東京都千代田区霞ヶ関××		
2. 設備情報			
発電設備区分	A：太陽光発電設備（10kW以上）		
設備ID	A×××××××15		
設備名称	資源太陽光発電所1号		
設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1（ほか30筆）		
発電出力	1,000kW		
⑤ 太陽電池製造事業者名	METソーラー株式会社		
太陽電池の種類	A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池		
太陽電池の変換効率	15.8%（□真性変換効率 ■実効変換効率）		
⑥ 太陽電池の型式番号	MET1100		
⑥ 格上記の太陽電池型式番号の施、3つの型式番号を認定			

様式8 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

通知書様式B（表面）		通知書様式B（裏面）	
平成28年6月1日			
経済産業株式会社 経済 太郎 殿		太陽電池の変換効率 15.8% (□真性変換効率 ■実効変換効率) 太陽電池の型式番号 MET1100	
① 一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA代行申請センター		⑦ ※上記の太陽電池型式番号の他、3つの型式番号を認定	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）		⑧ 備考	
平成28年4月1日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定がなされましたので、通知します。		⑨ (1) 本認定に係る申請の到達日は平成28年4月1日であったため、当該日付時点の運用基準により審査されました。 (2) 法第9条第1項の経済産業大臣の認定、又は、平成24年経済産業省告示第139号に規定する法第6条第4項に規定する経済産業大臣の認定への該当の有無：■有 □無 (3) 運転開始後1か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。 (4) 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無：■有 □無	
② 記			
1. 認定手続きに係る事項			
③ 担当経済産業局	関東経済産業局		
認定日	平成28年6月1日		
手続番号	関東第100号		
2. 発電事業者情報			
発電事業者名	経済産業株式会社		
④ 代表者氏名	経済 太郎		
住所	東京都千代田区霞ヶ関××		
3. 設備情報			
発電設備区分	S：太陽光発電設備のみ		
設備ID	S×××××××C15		
設備名称	資源太陽光発電所1号		
⑤ 設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ関××		
配線方法	余剰配線		
設備 発電出力	8.0kW		
仕様 太陽電池製造事業者名	METソーラー株式会社		
⑥ 太陽電池の種類	A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池		

様式 10 発動実績算定諸元一覧
発動実績シート

様式10 発動実績算定諸元一覧

=>入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
(リスト単位の) 系統コード	
発動開始日時	
期待容量[kW]	

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄						実効性テスト時のみ有効		
コマごとの達成率						コマごとの未達成率						コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]						リクワイアメント未達成量[kWh]	実効性テスト未達成量[kW]	期待容量（実効性テスト後）[kW]
1コマ目 #DIV/0!	2コマ目 #DIV/0!	3コマ目 #DIV/0!	4コマ目 #DIV/0!	5コマ目 #DIV/0!	6コマ目 #DIV/0!	1コマ目 #DIV/0!	2コマ目 #DIV/0!	3コマ目 #DIV/0!	4コマ目 #DIV/0!	5コマ目 #DIV/0!	6コマ目 #DIV/0!	1コマ目 #DIV/0!	2コマ目 #DIV/0!	3コマ目 #DIV/0!	4コマ目 #DIV/0!	5コマ目 #DIV/0!	6コマ目 #DIV/0!			

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄					
発動実績（合計）[kWh]						発動実績（電源）[kWh]						発動実績（需要抑制）[kWh]					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注意事項

※1電源等リストにつき、発動実績が複数のファイルに跨る場合は、1 ファイル目の発動実績シートのみ 2 ファイル目以降の実績を以下の欄に手入力願います。

・ kWh値を入力

(2ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

・ kWh値を入力

(3ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

・ kWh値を入力

(4ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

・ kWh値を入力

(5ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

・ kWh値を入力

(6ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

・ kWh値を入力

(7ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

・ kWh値を入力

(8ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

・ kWh値を入力

(9ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

・ kWh値を入力

(10ファイル目)※

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

※10ファイル目以降の発動実績がある場合は、10ファイル目以降の合算値を入力

電源シート

発動実績算定諸元一覧

・入力は、10,000件までとなっております。10,000件を超える場合には、別ファイルを作成してください。

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源（電源）
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
（リスト単位の）系統コード	
発動開始日時	

注意
事項

・電源等リストに電源として
登録した地点を全て記載

・同左

・同左

・同左

・固定値

・ kWh値を入力

・ 自動算定欄

No.	受電地点特定番号	電源等の名称	BGコード	計量・仕訳区分	ベースライン[kWh]						発電量調整受電電力[kWh]						発動実績[kWh]					
					1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
1					0	0	0	0	0	0												
2					0	0	0	0	0	0												
3					0	0	0	0	0	0												
4					0	0	0	0	0	0												
5					0	0	0	0	0	0												
6					0	0	0	0	0	0												
7					0	0	0	0	0	0												
8					0	0	0	0	0	0												
9					0	0	0	0	0	0												
10					0	0	0	0	0	0												
11					0	0	0	0	0	0												
12					0	0	0	0	0	0												
13					0	0	0	0	0	0												
14					0	0	0	0	0	0												
15					0	0	0	0	0	0												
16					0	0	0	0	0	0												
17					0	0	0	0	0	0												
18					0	0	0	0	0	0												
19					0	0	0	0	0	0												
20					0	0	0	0	0	0												

需要抑制シート

・入力は、10,000件までとなっております。10,000件を超える場合には、別ファイルを作成してください。

=>入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
需要も提供する電源等の区分	発動指令電源（需要抑制）
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
（リスト単位の）系統コード	
発動開始日時	

電圧区分	対象エリアの損失率[%]
低圧	
高圧	
特高	

注意
事項

・電源等リストに需要抑制と
して登録した地点を全て記載

・同左

・同左

・同左

・ kWh値を入力
・ high 4 of 5での計算値(端数処理は行わない)

・ kWh値を入力

・ 自動算定欄

・ 自動算定欄

・ 自動算定欄

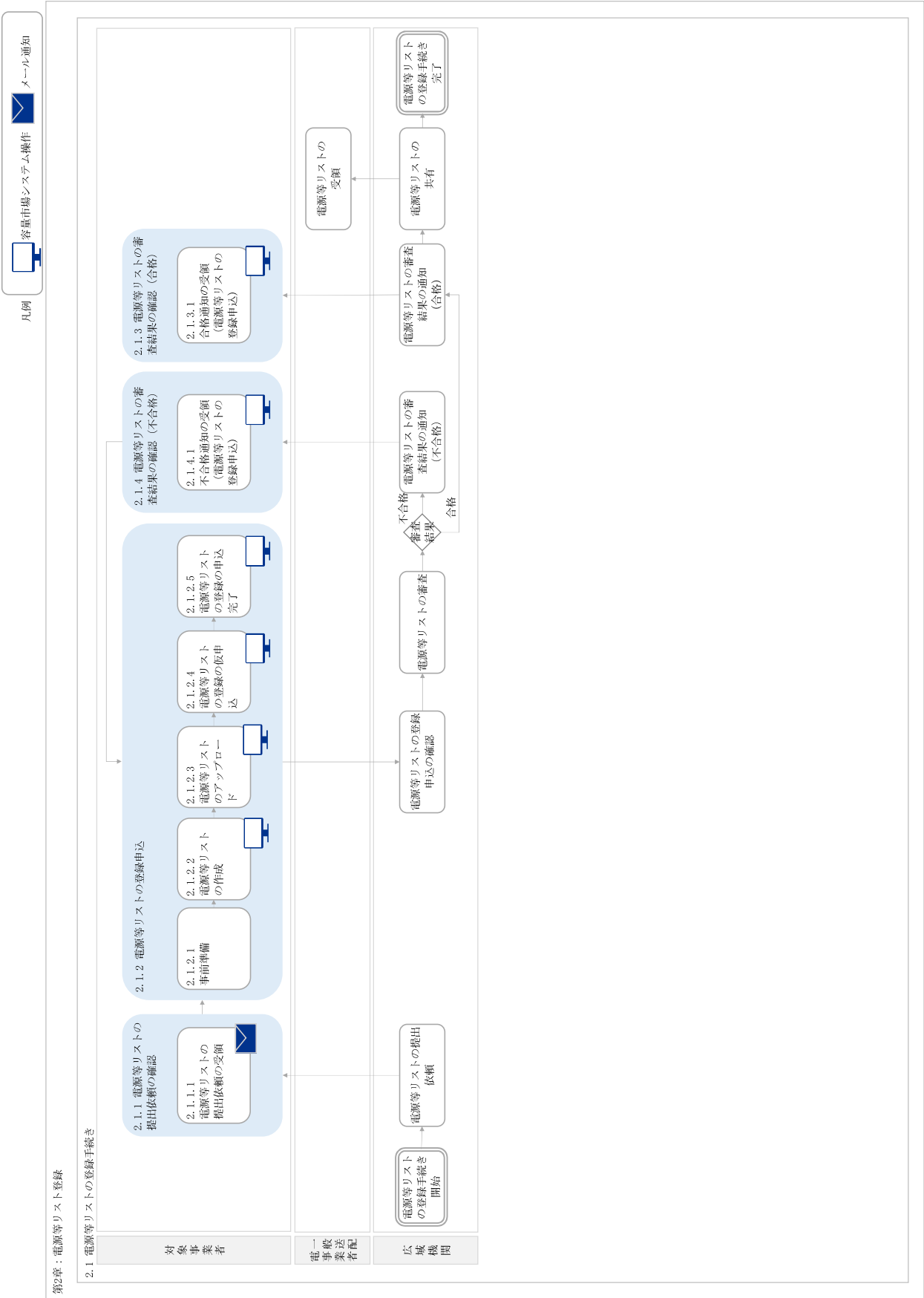
No.	供給地点特定番号	需要家名	電圧区分	計量・仕訳区分	ベースライン（需要端）[kWh]						接続供給電力量（需要端）[kWh]						ベースライン（送電端）[kWh]						接続対象電力量（送電端）[kWh]						発動実績[kWh]					
					1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
1				自己託送地点																														
2																																		
3																																		
4																																		
5																																		
6																																		
7																																		
8																																		
9																																		
10																																		
11																																		
12																																		
13																																		
14																																		
15																																		
16																																		
17																																		
18																																		
19																																		
20																																		
21																																		
22																																		
23																																		

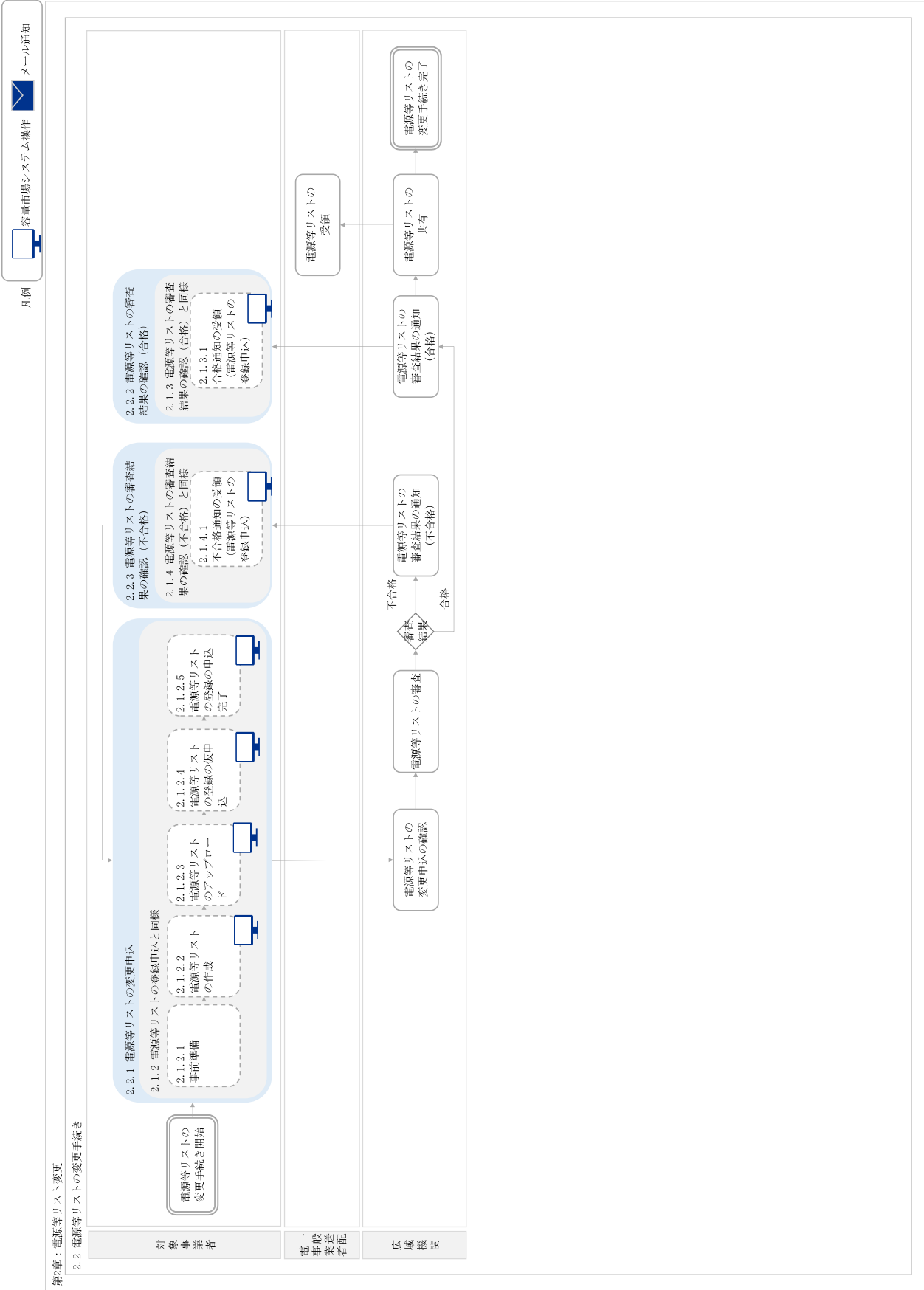
Appendix. 2 図表一覧

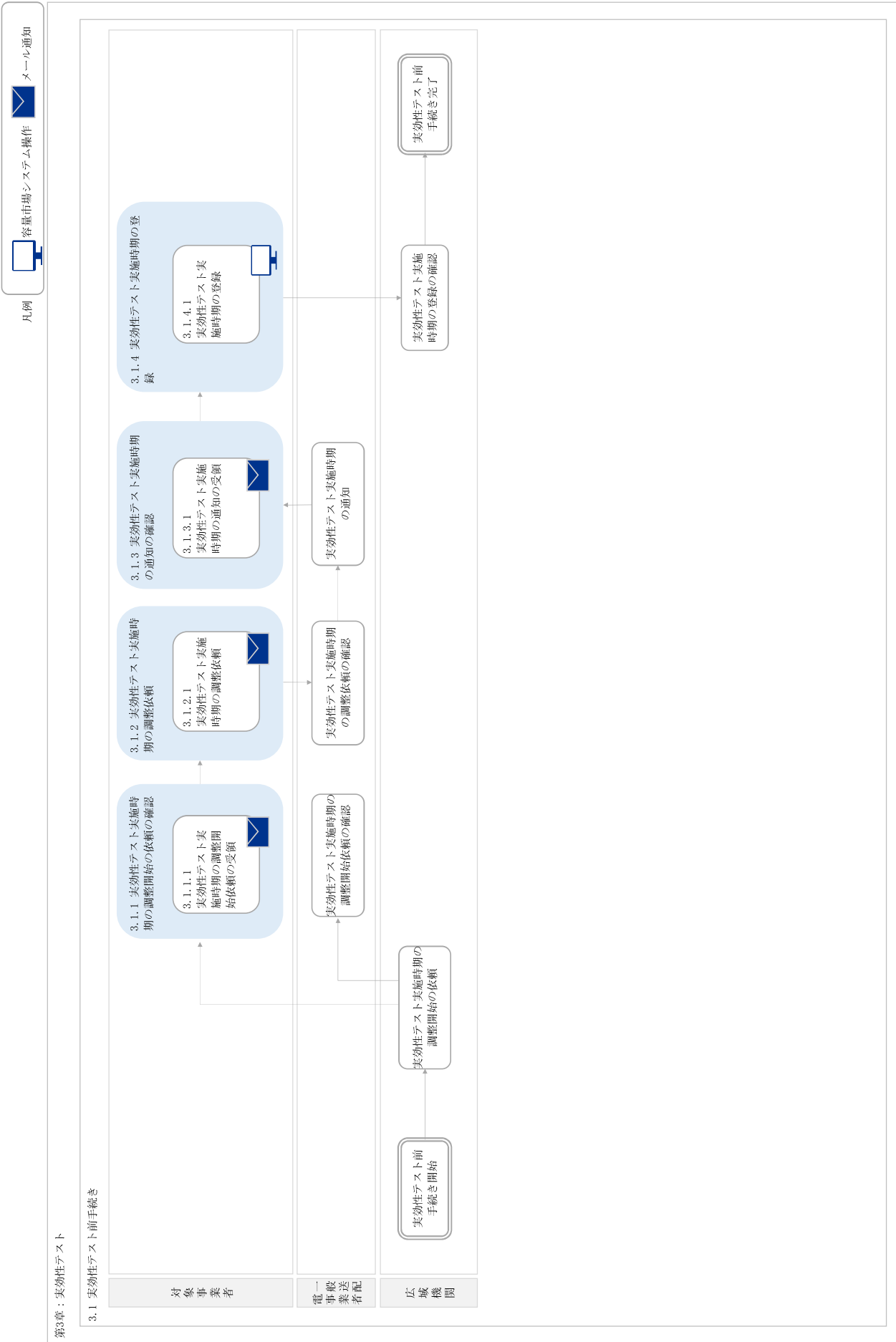
図 1-1 実効性テストの手続きの全体像とスケジュール	5
図 1-2 実効性テストに係る手続き	6
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）	8
図 2-1 第 2 章の構成	9
図 2-2 電源等リストの登録手続きの詳細構成	10
図 2-3 電源等リストの提出依頼の確認	10
図 2-4 電源等リストの登録申込	11
図 2-5 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	25
図 2-6 電源等リストの審査結果の確認（合格）	27
図 2-7 電源等リストの審査結果の確認（不合格）	28
図 2-8 電源等リストの変更手続きの詳細構成	30
図 2-9 電源等リストの変更申込	31
図 2-10 電源等リストの審査結果の確認（合格）	33
図 2-11 電源等リストの審査結果の確認（不合格）	34
図 3-1 第 3 章の構成	35
図 3-2 実効性テスト前手続きの詳細構成	36
図 3-3 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認	36
図 3-4 実効性テスト実施時期の調整依頼	37
図 3-5 実効性テスト実施時期の通知の確認	37
図 3-6 実効性テスト実施時期の登録	38
図 3-7 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	39
図 3-8 実効性テストの実施の詳細構成	41
図 3-9 実効性テストの実施指令への対応	41
図 3-10 発動実績の算定	42
図 3-11 平日のベースライン設定における除外日のイメージ図	44
図 3-12 再テスト実施有無の検討	47
図 3-13 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	48
図 3-14 実効性テスト後手続きの詳細構成	50
図 3-15 発動実績の報告依頼の確認	50
図 3-16 発動実績の報告	51
図 3-17 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ	60
図 3-18 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）	63
図 3-19 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）	64

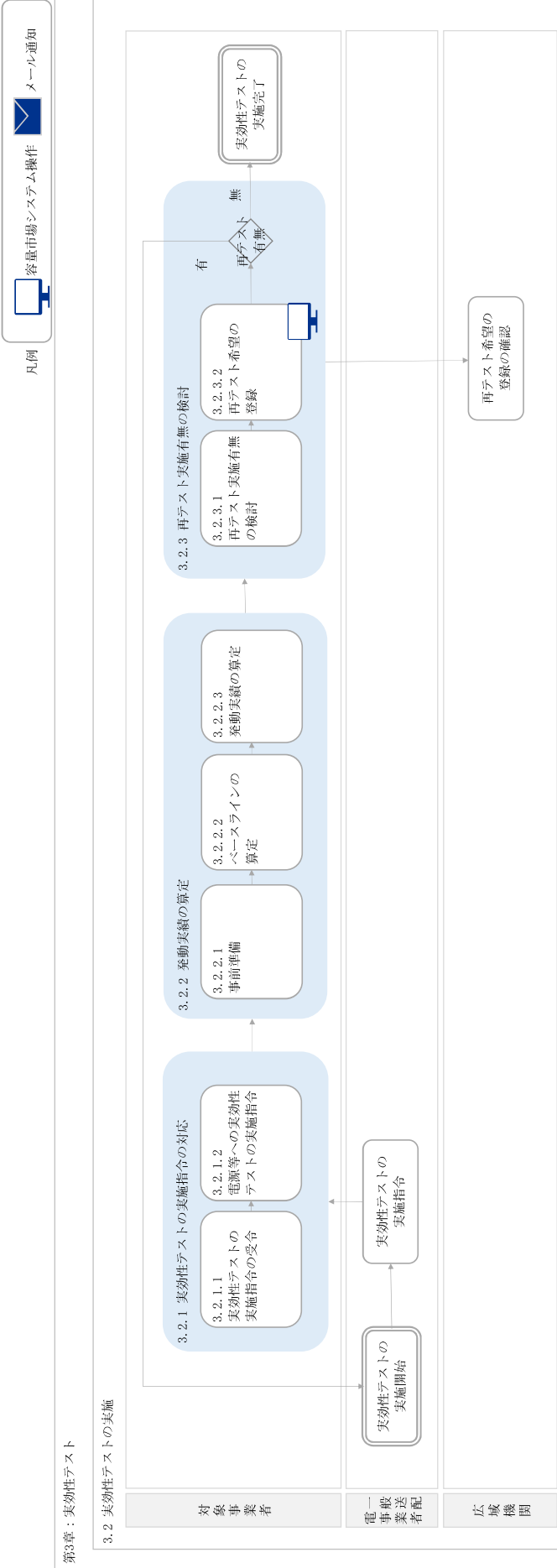
表 2-1 発動指令電源（電源）に係る提出書類一覧.....	13
表 2-2 発動指令電源（需要抑制）に係る提出書類一覧	14
表 2-3 電源等リストの記載項目一覧（共通）	16
表 2-4 電源等リストの記載項目一覧（電源）	17
表 2-5 電源等リストの記載項目一覧（需要抑制）	20
表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項.....	21
表 2-7 計量・仕訳区分	22
表 2-8 電源等リスト提出時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	25
表 3-1 実効性テスト実施時期の登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	39
表 3-2 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	49
表 3-3 発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）	53
表 3-4 発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）	55
表 3-5 発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）	55
表 3-6 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法.....	56
表 3-7 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法	57
表 3-8 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧（実効性テストによる 発動実績）	61
表 3-9 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧（他の発動実績） ...	61

Appendix.3 業務手順全体図

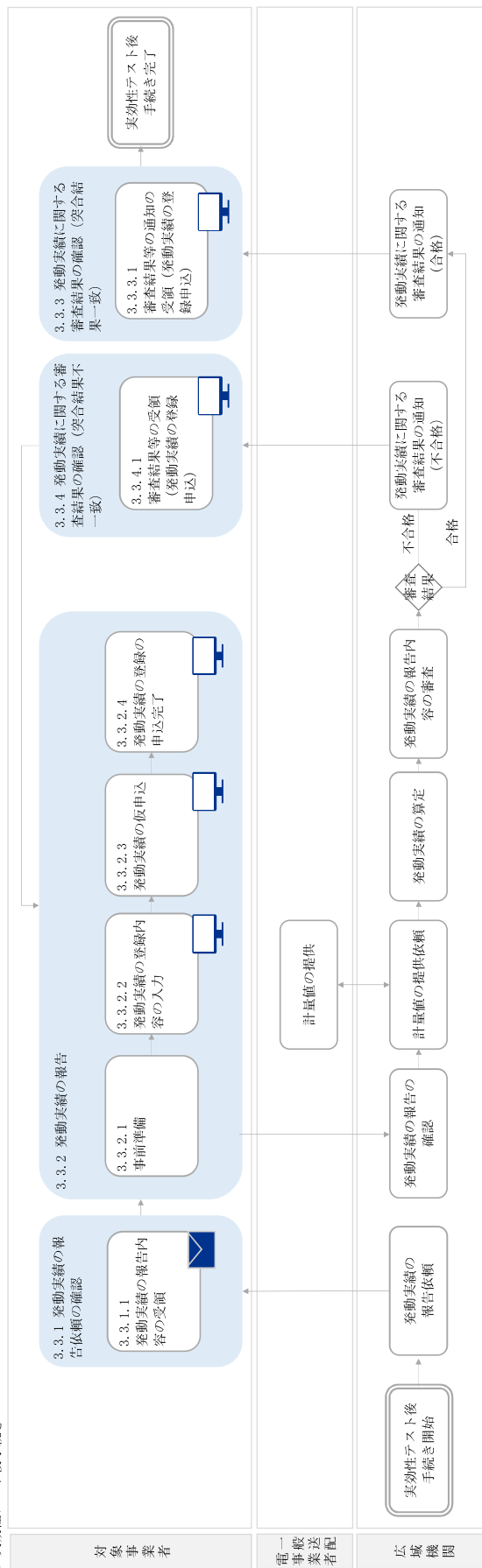








3.3 実効性テスト後手続き



別紙2

「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	6	オンライン指令による性能確認試験結果とは、どのような様式での提出が求められているか。	オンライン指令による性能確認試験結果の書類につきましては、一般送配電事業者との性能確認試験時に作成された試験結果を、PDF形式等の電子ファイルにて容量市場システムにご提出ください。 提出方法の詳細については、以下URLより「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録編）（対象実需給年度：2024年度）」の3.1.1-Ⅰ発動指令電源の電源等情報の登録申込（68～74ページ）をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html
2	6	「オンライン機能（簡易指令システムを含む）の具備」について、実効性テスト実施時と実需給時で、DR 通知等に使用するシステムが同一であることが必須でしょうか？ （システムにおけるオンライン機能（簡易指令システムを含む）＝DR 発動の受令機能が同一のものであれば、その他のシステム機能に改修が加わっていても問題ないでしょうか？）	改修は可能です。改修後はオンライン機能の試験成績書のご提出をお願いします。
3	6	「オンライン機能（簡易指令システムを含む）の具備について」において、「通信対向試験を実施したうえで、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を容量市場システムに提出する必要があり、…その提出期限は夏季の場合は2022年6月20日、冬季の場合は2022年11月18日までとなります」との記載があります。一方、「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録編）（対象実需給年度：2024年度）」3.1.1 Ⅰ-1においては、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果の提出は実効性テストの前（2022 年2 月末…）までに登録することと読み取れます。これらは同一の書式を指していると認識しておりますが、どちらの期限が正しいでしょうか。	どちらの記載も正しい記載となります。 容量提供事業者（メインオークションで容量確保契約書を締結済の事業者）の場合は、2022年2月末までであり、容量市場へ参加予定の事業者（メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者、または追加オークションから参加する事業者）の場合は、実効性テストの実施時期が夏季の場合は2022年6月20日、冬季の場合は2022年11月18日までとなります。

No.	頁	ご意見	回答
4	6	最下部の提出期限とは、オンライン指令による性能確認試験結果の提出期限ですか？上段では2月末とあり、どちらが正しいのでしょうか？	どちらの記載も正しい記載となります。 容量提供事業者（メインオークションで容量確保契約書を締結済の事業者）の場合は、2022年2月末までであり、容量市場へ参加予定の事業者（メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者、または追加オークションから参加する事業者）の場合は、実効性テストの実施時期が夏季の場合は2022年6月20日、冬季の場合は2022年11月18日までとなります。
5	6	注2の「オンライン機能（簡易指令システムを含む）の具備」に関しまして、発動指令電源提供者は、2022年2月末までに、通信対向試験を実施して、性能確認試験結果を提出する必要があると記載されていますが、工期を要する新規工事の通信対向試験の結果（1エリア分）のみとして頂き、エリア拡大分の性能確認試験結果については、容量市場へ参入予定の事業者と同様に実効性テストまでの提出までとして頂きたい。	発動指令電源提供者は、エリア拡大分の性能確認試験結果についても2022年2月末までの提出をお願いします。
6	6	実効性テストの指令の日時はランダムではあるものの、予備率の低い時など、実際の発動状況と近い時に発令することが適当と考えますので、指令の日時の選定にあたっては考慮頂きたい。	必ずしも予備率の低い時に発令するとは限りません。実効性テストの実施指令を受令したら、適切にご対応をお願いします。
7	7	【該当箇所】最新のサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類（電源Ⅰ'の契約書の写し等） 【質問】当該書面の提出は同じく容量市場システムにて提出をすることになるか。契約書写しの提出となった場合、全頁の写しが必要か、もしくは冒頭及び捺印箇所のみの写しで問題ないか。	電源Ⅰ'の契約書の写しの場合は、表紙および契約年度、捺印、サイバーセキュリティガイドラインに準拠していることが分かる箇所が記載されているページのみで可能です。
8	7	「最新のERABに関するサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類」について、記載頂いている電源Ⅰ'の契約書の写し他に、ERABガイドラインの項目を踏まえて事業者が策定することが求められております、実運用に耐えうる「詳細対策要件書」は、該当するでしょうか？また、提出方法や提出場所の記載がないと思いますので、記載を検討頂きたい。	提出書類の代替については個別に判断いたします。 提出方法、提出先は本マニュアル15ページに記載のとおりです。

No.	頁	ご意見	回答
9	11	【要望】「電源等の名称」の必要書類として、低圧リソースの場合を想定して「低圧配電線への系統連系協議依頼表」の記載がありますが、お客様が控えを所持している可能性は低いと考えます。2021年4月1日～4月7日の期間の電力広域的運営推進機関の容量市場参加登録係様との問い合わせのやり取りの中で、受電地点特定番号と名義の記載がある「送配電事業者から毎月いただいている「〇月間電力量のお知らせについて（発電者）」をエビデンスとすることは合理的と考えます。当該書類をエビデンスとすることを否定するような記載になっていた場合には、パブコメにてご意見を頂戴できればと思います。」と回答をいただいております。「〇月間電力量のお知らせについて（発電者）」が明確にエビデンスとして利用できるように修正をお願いできますでしょうか。 ※P15の「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用としていただける場合は、修正なしでも問題ないと考えます	ご意見内にも記載のとおり、本マニュアル15ページの「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用がなされます。
10	11	電源等の名称について、必要書類に記載されている名称と、電源等リストに記載する名称を完全一致させる必要があるのか。（例えば必要書類には「〇〇市」と記載してあるが、電源等リストには「〇〇グリーンセンター」と記載したい場合など。自治体設備が複数ある場合、名称が重複することを懸念。）	電源等の名称に文字制限はありませんので、必要書類に記載の電源等名称に加えて判別可能な名称を追記していただくことは可能です。
11	12	受電地点特定番号を確認できる証憑として「発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表」が提示されているが、これら書式に地点番号を記載しないTSOもしくは契約締結時のみ掲示をして継続的に掲示をしないTSOと運用がまちまちです。書式提出までにこれら状況のご改善をocctoとしていただけないでしょうか。	各エリアの一般送配電事業者が発行する書類の運用統一については、本機関として対応いたしかねます。 「発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表」に受電地点特定番号の記載が無い場合等のために、当該項目の証憑書類として複数の中から「いずれか1点」をご提出いただくようにしております。

No.	頁	ご意見	回答
12	12	【要望】「受電地点特定番号」の必要書類として、低圧リソースの場合を想定して「売電検針票」「購入電力量のお知らせ」の記載がありますが、売電検針票は存在しないと思います(少なくとも存在しないケースがあると思われます)。仮にあったとしても、お客さまが保持している書類であり、きちんと管理されている可能性は低いと考えます。2021年4月1日～4月7日の期間の電力広域的運営推進機関の容量市場参加登録係様との問い合わせのやり取りの中で、受電地点特定番号のエビデンスとしては受電地点特定番号と名義の記載がある「送配電事業者から毎月いただいている「〇月間電力量のお知らせについて（発電者）」で問題ない」と回答をいただいております、「〇月間電力量のお知らせについて（発電者）」であったり、アグリゲータが必要項目を取りまとめたリストもエビデンスとして利用できるような修正をお願いできますでしょうか。 ※P15の「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用としていただける場合は、修正なしでも問題ないと考えます	ご意見内にも記載のとおり、本マニュアル15ページの「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用がなされます。
13	12	受電地点特定番号を確認できる書類として、「売電契約にかかる契約書」も認められないか。（必要書類として例示してほしい） 「売電契約にかかる契約書」が認められる場合、提出書類は該当箇所の抜粋でも問題ないか。（契約書鑑や該当ページのみ提出）	受電地点特定番号が確認できる書類であれば代替可能と考えておりますが、代替書類については個別に判断させていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
14	12	【要望】「電源種別の区分」「発電方式の区分」「設備容量」のエビデンスとして、低圧リソースの場合を想定して「低圧配電線への系統連系協議依頼表」の記載がありますが、お客様が控えを所持している可能性は低いと考えます。 2021年4月1日～4月7日の期間の電力広域的運営推進機関の容量市場参加登録係様との問い合わせのやり取りの中で、家庭用燃料電池の場合は、「家庭用燃料電池のカタログ、取扱説明書の仕様欄等で代替することで問題ありません。」と回答をいただいております。「商品カタログ」や「取扱説明書の仕様欄等」が明確にエビデンスとして利用できるような修正をお願いできますでしょうか。 ※P15の「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用としていただける場合は、修正なしでも問題ないと考えます	ご意見内にも記載のとおり、本マニュアル15ページの「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用がなされます。
15	12	必須書類において、需要家との合意書に「需要家名」、「エリア名」、「供給地点特定番号」、「所在地」を記載があれば、電気料金請求書や検針票等の代替書類として認めていただくことは可能か。	該当項目が確認できる書類であれば代替可能と考えておりますが、代替書類については個別に判断させていただきます。
16	13	表中の「常時系統エリアを確認できる書類」とは所在地が記載されていれば他の書類で代用可能でしょうか？	「常時系統エリアを確認できる書類」については誤植です。提出は不要となります。
17	13	※2について確認ですが、2024年度にバイオマス上限比率を設定して参加する電源について、2022年度、2023年度分においては実際のFIT制度上の提出は不要であり、予定の上限比率にて実効性テストの評価がされるということで良いでしょうか？	記載のとおり、FITの適用を受けているバイオマス混焼設備に係る提出書類（変更認定通知書等）は、電源等リスト登録時点までにバイオマス混焼FIT調達上限比率[%]を設定しない場合、その時点では提出不要です。 その場合、電源等リスト登録時点では、2024年度までに設定予定の比率[%]を予定バイオマス比率[%]として登録していただき、実効性テストはその予定バイオマス比率を用いて実績算定・評価を行います。

No.	頁	ご意見	回答
18	14	需要抑制の場合において提出が必要となる、需要家との合意書に様式やサンプル	需要家との合意書につきまして、本機関にて準備したフォーマットなどはございません。 各事業者におかれまして、当該需要家との合意が得られたことがわかる書類等をご準備・ご提出をお願いします。
19	14	<提出書類の準備（需要抑制）>の欄に「・需要家との合意書」とありますが、「需要家との合意が認められる証跡等」と範疇を広くしていただきますようにご検討ください。 需要抑制で参加予定の需要家の一部は既にDRサービスを契約中であり、サービス契約中需要家に対しては、当該サービスの約款変更および約款変更後の電子承認等による手段により、容量市場への参加同意を得ることを検討しております。 需要家数が約5000件でありWebによる同意取得を前提としており、これらを許容いただくようお願いします。	本機関において、需要家との合意が得られていることが確認できる方法であれば問題ありませんが、個別に判断させていただきます。
20	14	<提出書類の準備（需要抑制）>の欄に「・需要家との合意書」とありますが、「需要家との合意が認められる証跡等」と範疇を広くしていただきますようにご検討ください。 需要抑制で参加予定の需要家の一部は既にDRサービスを契約中（約5,000件）であり、サービス契約中需要家に対しては、当該サービスの約款変更により容量市場への参加同意を得ることを検討しており、これらを認めていただきますようお願いいたします。	本マニュアル15ページの「注3：提出書類の代替について」に記載のとおり、提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。
21	14	需要家名、所在地、供給地点特定番号の3点が確認できる書類であれば、電気料金請求書、検針票以外の書類（例えば、電気供給にかかる契約書）でも良いか。（必要書類として例示してほしい） 昨今はインターネット上で確認をするのみとなっているケースが多く、またインターネットで表示されている電気料金請求書には、各小売りで設定している「お客さま番号」しか記載されていないケースが多いため、記載以外のケースについても認めていただきたい。	該当項目が確認できる書類であれば代替可能と考えておりますが、代替書類については個別に判断させていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
22	14	需要家名を確認できる書類について、「需要家名、所在地、供給地点特定番号が記載されている書類」と「需要家との合意書」について、需要家名の完全一致は求められない（同一需要家と認められる程度の差異は許容される）との理解でよいか。	「需要家との合意書」についても供給地点特定番号が併記されていることが望ましいと考えますが、同一需要家と判断できない場合は、提出書類として認められません。
23	14	「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度）」p.43の「b 電源等リストの具体的な登録項目および提出書類（需要家の場合）」の表において、「エリア名」「所在地」は、「提出書類なし」と記載されています。本マニュアルで、「エリア名」「所在地」に係る書類を提出してくださいと記載されておりますが、不要と考えますので、記載を修正頂きたい。	ご指摘ありがとうございます。 修正いたします。
24	15	【該当箇所】電源等リストを 2022年2月末までに登録してください 【依頼】2022年2月末までに電源等リストを登録し、その後2023年10月までは変更ができないとのことだが、柔軟な対応をお願いしたい。仮に冬期に実効性テストを実施する場合は約1年以上も前に需要家を確定させることとなるが、なぜ1年間という長い期間が必要なのか。	実効性テストにおきましては、実効性テスト期間中にリソースの重複がないことを確認する必要があります。 例えば、夏に登録されていたリソースが削除され、冬に別の電源等リストのリソースとして活用された場合、重複しないことになります。このため、実需給2年度前の2月末に電源等リストを確定して、実効性テスト終了後までは電源等リストの変更を認めないこととしております。
25	15	【該当箇所】注1：書類提出のタイミングについて発動指令電源の提出書類は、電源等リストの登録期限である2022年2月末日までに提出してください。提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長することがあります。 【質問】合理的な理由とは何か？公平性の観点からも具体的に明示していただきたい。	証憑書類について提出期限までに提出できない場合は、本機関までその旨をご連絡いただき、その理由について確認させていただきます。合理的な理由か否かは個別に判断するため、予めどのような理由が合理的な理由となるかはお示しいたしません。
26	15	書類の提出にあたっては、電磁的記録媒体（CD-R等）での郵送ではなく容量市場システムを通じでのアップロードとできないか。	電源等リストの証憑書類の提出につきましては、電磁的記録媒体（CD-R等）での郵送にてお願いいたします。

No.	頁	ご意見	回答
27	15	書類の提出方法は紙形式ではなくデータ形式とのことだが、全ての必要資料について、ファイル形式に指定はあるか。 電磁的記録媒体（CD-R等）での提出とのことだが、CD-R等については電源等リストごとに分けて作成する必要があるのか。 また、送付先住所が記載されているが、持ち込みはできるのか。	ファイル形式は指定しておりませんので、PDF、エクセル等の一般的なファイル形式であれば対応可能です。 電源等リスト単位でご提出いただく必要はありませんが、保存するファイル名等で電源等リストが特定できるようにお願いいたします。 なお、提出は郵送でお願いいたします。
28	15	「書類提出のタイミングについて」に関して、電磁的記録媒体での提出ということですが、期日として記載されている2022年2月末日に提出先（広域機関殿）に必着（発送ではなく到着期日）という理解でよろしいでしょうか？	2022年2月末日に本機関へ到着するよう郵送をお願いします。
29	15	注3: 提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外で代替可能です。 との記載がありますが、個別事業者との協議過程において、代替可能であると判断した場合で、その代替が広範囲に適用可能であると想定される内容については、マニュアルやHP上でのお知らせ等で代替可能な提出書類として情報公開・提供いただくか等のご対応をお願いいたします。	ご要望として今後検討させていただきます。
30	17	表2-3 ⑩⑪⑫の部署、担当者名、電話番号については、容量市場システムでの担当者情報の登録内容との乖離があっても問題ないのでしょうか。また、本内容については、実需給期間中も含めて変更が生じた場合には、再提出が求められるという理解でしょうか。	容量市場システムに登録した内容をご記載をお願いします。 メーリングリストでのメール登録、代表電話、代表部署でのご登録も可能です。

No.	頁	ご意見	回答
31	18,19	系統コード、BGコード等、提出に必要な書類等については発電者では把握していないため、発電者を通じて買取先の小売電気事業者等に確認する必要があるが、買取先の小売電気事業者等にとっては当該情報を提供する必要性を認識していない場合、アグリは当該情報の確認作業に相当の労力を要することが想定される。 小売電気事業者等がスムーズに情報を提供できるよう、御機関においてガイドラインの策定や小売電気事業者等に対する協力依頼文書の公表や広報活動、小売電気事業者等との交渉が難航した際の手当等について、関係各所との連携も含め、適切な処置がなされるよう対応をお願いしたい。	容量提供事業者と需要家および小売電気事業者等との交渉につきましては、本機関が関与する立場にありませんので、事業者間で協議をお願いいたします。
32	19	【質問】「併設蓄電池」の定義について確認です。今後、蓄電池を設置する需要家が増えていく中で、どの設備に併設されているものかは捉え方次第かと思えます。例えば、工場内に太陽光発電と蓄電池をお持ちの需要家が容量市場に参加する場合、応札区分はどの電源区分になるのでしょうか。	本マニュアル22ページ注4に記載のとおり、蓄電池の併設有無により容量を提供する電源等の区分が変わることはありません。 例えば、蓄電池が併設されている太陽光発電所単体では変動電源として扱われます。
33	19	発電BGコードはいつの時点のものが必要でしょうか？電源リスト登録する2月末時点では実効性テスト時点のBGコードが不明な場合はどのようにしたら良いでしょうか。p.30の変更は新設電源を想定されているようですが既設でもありえるため考慮をお願いします。	発電BGコードは、電源等リスト登録時のものをご登録いただき、変更された場合は都度変更手続きを行ってください。 既設電源につきましては、電源等リスト登録時にBGコードが不明な場合は、その理由を確認のうえ、個別に判断いたします。
34	20	②FIT認定IDについて、「参加登録の時点でFIT認定を受けている場合」とは、「参加登録の時点でFIT調達期間が満了していない」との理解でよいのか。（FIT認定については調達期間満了後も有効との法的建付けと史料）	募集要綱に記載のとおり、「参加登録時点でFIT 制度に基づく買取を受けている場合」となります。
35	20	29予定バイオマス比率[%] に対する各種証跡類または参照書類については不要という理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	頁	ご意見	回答
36	21	(ポジワット、ネガワットともに) 複数台の発電機で供給力を供出するような場合、発電機別に発電方式の区分が異なるような場合、様式 9 電源等リストはどのように記載すれば良いのか。 ※発電機毎に取引用電力量が設置されているものではなく、1 か所に 1 台のポジワット計量用、1 台のネガワット計量用の電力量計がある計量方式をイメージ。	代表的な発電方式の区分を記載してください。
37	21	16需要家名 需要家名は、提出する検針票等と合意書の記載名称を統一する必要があるということでしょうか。	必ずしも統一する必要はありませんが、同一需要家と判断できない場合は、提出書類として認められません。
38	22	・「風力、太陽光、水力（自流水）は、その他発動指令電源リソースと組み合わせる場合は、アグリゲートリソースとして参加可能」と記載があるが、容量市場メインオークション募集要綱 P 11 の発動指令電源における電源等要件には、「ただし、変動電源および変動電源のみを組み合わせたものを除く」と記載があり、矛盾が生じている。この注記の記載は、実効性テストにおけるリスト単位で、アグリゲーションが可能という意味なのか、それとも、1 地点において、構内負荷と変動電源設備があり、ネガポジ混在で参加する場合において、当該箇所は発動指令電源として参加可能ということを示しているのかを明確にして頂きたい。(①) ・（参加可能である場合）アグリゲートできるのは、容量市場メインオークション募集要綱 P 11 に記載する変動電源（単独）、変動電源（アグリゲート）のいずれも対象となるのか。(②) ・（参加可能である場合）発動指令電源という電源区分としてみなされることから、期待容量は、容量市場メインオークション募集要綱 P 22 の発動指令電源の期待容量算定方法である「実績および将来的な計画を踏まえて算定」すればよいのか。(③)	(①) 電源等リスト単位でアグリゲーションが可能という意味です。なお、電源等リストに、風力、太陽光、水力（自流水）を記載する場合には、DR等の他の発動指令電源リソースも記載する必要があります。 (②) 変動電源（単独）は、該当いたしません。 (③) 発動指令電源の期待容量はビジネスプラン申請書に基づき、実績および将来的な計画を踏まえて算定してください。
39	26	審査結果(合格/不合格)は、電源等リスト単位という理解で良いでしょうか？	ご認識のとおりです。

No.	頁	ご意見	回答
40	29	【要望】注釈1において、電源等リストの不備がある場合の対応については不備の判明連絡から再提出までの期間が5営業日とありますが、不備の内容・数によっては、5営業日以内にお客さまへの確認依頼や、その回答の受領が完了しない可能性があります。不備があった場合の連絡を、3月末から4月上旬にかけてご連絡いただくことをご検討いただけますでしょうか。	適切に不備を解消していただく期間を確保するため、2022 年 4 月末日の 5 営業日前までに行う不合格通知を、2022 年 4 月末日の 10 営業日前までに通知するように変更します。なお、順次審査を行い不備等があった場合は、10営業日前を待たずに都度、不合格通知を行い事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。
41	29	注 1 で不備がある場合の通知期限と解消期限までの期間が短すぎる。需要家や電源、他のアグリゲーターとの協議が必要になる場合も鑑みると、遅くとも 4 月末日の15営業日前までには通知がほしいです。	適切に不備を解消していただく期間を確保するため、2022 年 4 月末日の 5 営業日前までに行う不合格通知を、2022 年 4 月末日の 10 営業日前までに通知するように変更します。なお、順次審査を行い不備等があった場合は、10営業日前を待たずに都度、不合格通知を行い事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。
42	29	電源等リストに不備がある場合の取扱いについて、不合格の通知後5日以内の再申込や、2022年4月末日の5営業日前までに不合格通知⇒4月末日に審査終了等、不備解消のための期間があまりにも短納期過ぎる。各リソースに対する確認作業や場合によっては小売電気事業者等への確認が必要になる場合もあり、相応の時間を要する可能性がある。不備解消が間に合わず市場退出となる電源等が続出する虞もある。発動指令電源も需給ひっ迫期における重要な電源としての役割を果たしており、できる限り多くのリソースが参加できる状況を整えるべきではないか。 また、「電源等情報審査詳細画面」で確認可能な不合格理由について、不備があった箇所の内容をどの程度詳細まで公表いただけるのか。	適切に不備を解消していただく期間を確保するため、2022 年 4 月末日の 5 営業日前までに行う不合格通知を、2022 年 4 月末日の 10 営業日前までに通知するように変更します。なお、順次審査を行い不備等があった場合は、10営業日前を待たずに都度、不合格通知を行い事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。

No.	頁	ご意見	回答
43	29	注1 リストに不備がある場合の不備内容について、「内容確認、需要家への連絡、書類の受領、確認、変更内容の提出」といったプロセスを鑑みると、5営業日以内での完了は難しいことが想定されます。このため、4月末日を審査完了期限として設定する場合、不備の連絡については、遅くとも4月5日頃までに事業者へ通知していただくようお願いいたします。または、変更の提出を「4月末または不備の連絡受領以降15営業日のうちいずれか遅い期日」としていただくようご検討をお願いいたします。	適切に不備を解消していただく期間を確保するため、2022 年 4 月末日の 5 営業日前までに行う不合格通知を、2022 年 4 月末日の 10 営業日前までに通知するように変更します。なお、順次審査を行い不備等があった場合は、10営業日前を待たずに都度、不合格通知を行い事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。
44	29	電源リストに不備がある場合の対応について、例えば、他の事業者と重複がある場合は、需要家・電源所有者・他の事業者への確認・協議が発生するなど、5営業日で対応が難しい可能性もあるため、その場合は柔軟に期日を調整させて頂きたい。また、4月末日に不備を解消する観点からは、申込後なるべく可能な限り早く、審査結果の通知を頂きたい。	適切に不備を解消していただく期間を確保するため、2022 年 4 月末日の 5 営業日前までに行う不合格通知を、2022 年 4 月末日の 10 営業日前までに通知するように変更します。なお、順次審査を行い不備等があった場合は、10営業日前を待たずに都度、不合格通知を行い事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。
45	29	注 3 で言及される調達オークションとは、追加オークションを指すということの良いか？	容量確保契約約款の第6条1.に記載のとおり、調達オークションとは、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークションのことを指します。 同条項に記載のとおり、調達オークションとリリースオークションをあわせて、「追加オークション」と称します。
46	29	再申込に係るエビデンスの送付（郵送）については、5営業日の期限に含まれるのか。その場合、緊急時はメールでの事前確認等の対応はとれるのか。	送付が間に合わない場合、個別に判断させていただきます。
47	29	「電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、実効性テストの実施、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。」とありますが、電源等リストの登録が完了せず、容量確保契約書を締結している発動指令電源は、実効性テストの実施、調達オークション参加、差し替え契約の締結は、どのように可能なのでしょうか。可能な場合、並列でそれまでのプロセスを追記いただけるようお願いいたします。	容量確保契約書を締結している発動指令電源が、電源等リストの登録が完了しなかった場合は、全量、市場退出となります。

No.	頁	ご意見	回答
48	30	【質問】注釈2において、発動実績の報告までに計量値が取得できない地点がある場合、電源等リストから該地点を削除とありますが、注釈4において、電源等リストの変更は電源等リスト提出～2023年10月までできないとあります。これは、計量値の取得が不可能な地点の削除のみは受付するが、その他の変更は受付しない、という理解で正しいでしょうか。（①） また、計量値の取得が不可能となる、当該地点削除の申請については、P31以降の2.2.1 電源等リストの変更申込のフローに沿って実施するという理解で正しいでしょうか。（②） 併せて、注2の発動実績を報告する前に削除申請をする場合も、P32の注2のように10日締め切り、翌1日反映のスケジュールとなりますでしょうか。（③） 仮にそのスケジュールとなる場合、発動実績の報告時点においてリストから削除されていなかったとしても、事業者からの報告において、当該地点を削除の上で報告して良いでしょうか。（④）	（①） ご認識のとおりです。削除以外の変更は不可となります。 （②） ご認識のとおりです。31ページ以降の変更申込フローに沿って実施してください。 （③） すみやかに削除申請を実施してください。 なお、電源等リストの提出時には、計量値が取得可能な地点について電源等リストへの登録をお願いします。やむを得ない場合にのみ削除申請を実施してください。
49	30	計量値が取得できない地点、とあるが、P7には記録型計量器・自動検針未対応地点については、TSOによってプロファイリングされた計量値を用いて実績評価するとの記載がある。 プロファイリングされた計量値を用いる地点については、注2には当てはまらないという認識でよいか。	注2の計量値が取得できない場合とは、電源等リストへ登録した地点について、容量提供事業者が託送契約を締結する小売電気事業者等から計量値を受領できない場合を指しております。
50	30	実効性テスト後の電源等リストの変更にあたってはなにか制約は無いのでしょうか？リスト内のリソースが減少しても問題ないのでしょうか？	電源等リストの変更により、リスト内のリソースの数が減少しても問題ありません。

No.	頁	ご意見	回答
51	30	【該当箇所】注4：電源等リストの変更受付期間について 実効性テスト後の電源等リストの変更の申込可能期間は、2023年10 月から2025年2月10日までとなります。2023年9月末までの期間は、電源等リストを変更することはできません。 【質問】2年以上前の実効性テストの前に変更が不可で、一番重要な実期間中に変更が可能ということに合理性を感じられないが理由はなぜか？	実需給断面においては、変更追加があった時点の重複確認をすれば問題ありませんが、実効性テストにおいては、実効性テスト期間中にリソースの重複がないことを確認する必要があります。 実効性テスト期間中において、例えば、夏に登録されていたリソースが削除され、冬に別の電源等リストのリソースとして活用された場合、重複しないことになります。 このため、実需給 2 年度前の 2 月末に電源等リストを確定して、実効性テスト終了後までは電源等リストの変更を認めないこととしております。
52	31	電源等リストへの電源または需要抑制の追加は、追加対象設備については実効性テストへの参加または他の一般送配電事業者との発動実績等がなくとも提出書類の審査で実施可能という理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	32	【該当箇所】注2：電源等リストの変更申込の締切について 実需給期間中の電源等リストの変更申込は毎月10日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月11日～当月10日までの期間に申込まれた、かつ、書類等に不備がない場合、最短で翌月1日から変更済みの電源等リストが有効となります。 【質問】変更申込審査中に発動があった場合の評価対象電源は、申込前の電源となるか。	実需給期間中において、電源等リストの変更申込審査中に発動指令が発令された場合は、変更申込前の電源等リストにて実績評価を行います。
54	35	実効性テストを行うにあたり、特定卸供給事業者のライセンスは必要となるか否かを記載していただけないでしょうか。	実効性テストを受けるにあたり、特定卸供給事業者のライセンスは不要です。 必要なものに関しては、業務マニュアル内に記載してまいります。
55	35	3時間前の発動後に1時間前のゲートクローズまでにいわゆる経済DRと同様の計画提出が必要ということか？その場合、各リソースが所属する需要抑制BGは同一である必要があるか？	1時間前のゲートクローズまでに計画提出が必要となります。また、各リソースが属する需要抑制BGは同一である必要はありません。

No.	頁	ご意見	回答
56	35	注1：実効性テストの希望時期について、容量市場開設初年度でもあり、参加するリソースの本制度に対する習熟を促す観点でも、確実に希望する時期に実施すべき。また、すでに実効性テストの実施時期についてはお客さまと交渉済みであるため、どうしても希望どおりにならない場合があるのであれば、その理由・基準を事前に示すべき。	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
57	35	注1：実効性テストの希望時期について これまでの説明資料においては、こういった説明はなく、参加事業者とも事前に協議をしている都合上、本文言は削除いただき、原則希望通りの発動時期となるようご調整いただきますようご対応お願いいたします。	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
58	35	注1に、実効性テストの季節が、希望通りにならない可能性がある旨、記載されていますが、過去の説明会資料では季節について希望に沿って頂ける記述がありますので、なるべく希望通りに調整頂くようお願い致します。 (参考：過去の説明会資料) 容量市場の説明会資料「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要（対象実需給年度：2024年度）」p.43 「実効性テストは、期間中の発動指令時の応動性を確認するためのものですので、季節の希望は何うものの、日時の指定はできません」	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
59	35	「実効性テストの希望時期については、～調整の結果、希望どおりにならない場合があります」と記載されておりますが、こういったケースを想定された記載でしょうか？例えば、夏季に希望した事業者が申込順で定員が決まっており、後発の事業者は希望どおりとならない可能性があるというイメージでしょうか？	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
60	35	【質問】注釈3において、発生したkWhは販売で確実に処理するとありますが、例えばJEPX・1時間前市場で約定しなかった場合については、(補足説明資料P18で記載される「調整力精算」ではなく、)従来通りインバランス精算される認識で正しいでしょうか。	実効性テスト期間においても、すべての事業者は計画値同時同量を実施し電力の安定的な供給を担っていただいております。そのような状況でインバランスを発生させることは安定的な供給を損ねる要因となります。そのため、実効性テストで発生したkWhについては、余剰インバランスを意図的に発生させないよう適切にご対応をお願いします。

No.	頁	ご意見	回答
61	35	注3について卸電力取引所で約定しない、買い取る小売電気事業者がい ない場合はどうなりますでしょうか？	実効性テスト期間においても、すべての事業者は計画値同時同量を実施し電力の安定的な 供給を担っていただいております。そのような状況でインバランスを発生させることは安定的な供給を 損ねる要因となります。そのため、実効性テストで発生したkWhについては、余剰インバランス を意図的に発生させないよう適切にご対応をお願いします。
62	35	「注3：実効性テストで発生した電力量の取扱いについて」 ・実効性テストを実施する目的は、あくまでも容量確保契約容量以上の供給 力が供出できるかを確認するためのものであり、発生したkWhを小売や市場に 提供することが目的ではない。 ・市場供出を実施するためには、特定卸供給事業者ライセンスを取得した後、 属地のTSOと託送契約を締結する必要があるが、22年4月の特定卸供給 事業者ライセンス開始以降に当該手続きを実施するため、夏季の実効性テス トには間に合わない可能性がある。 ・43ページに「調整力としての精算が行われません」とあるが、実効性テストが実 施されるタイミングは必ずしも需給が逼迫しているタイミングとは限らない中、実 効性テスト実施に伴い大量の玉が時間前市場に流れ込むことが想定されるが、 GC直前でもあり、約定せず結果してkWhの精算が行われない可能性が高 い。 ・実効性テストは最大年3回であり、この3回のために属地TSOとの託送契 約手続きや各種計画提出、JEPXの会員資格取得等、多大な業務が発生し アグリにとっては相当の負担である。 ・以上のことから、実効性テストで発生した電力量について、特段の用途制約を 設けるべきではなく、事業者の裁量にゆだねられるべきではないか。 ・また、仮に小売電気事業者への供給および卸電力取引所への入札等が実 施されなかった場合でも、特段のペナルティは課されないとの理解でよい。	特定卸供給事業者ライセンス取得にかかわらず、託送契約の締結は可能と考えます。間に合 わない場合は、冬季の実効性テストを希望する等、事業者さまのご判断でご対応願います。 実効性テスト期間においても、すべての事業者は計画値同時同量を実施し電力の安定的な 供給を担っていただいております。そのような状況でインバランスを発生させることは安定的な供給を 損ねる要因となります。そのため、実効性テストで発生したkWhについては、余剰インバランス を意図的に発生させないよう適切にご対応をお願いします。

No.	頁	ご意見	回答
63	35	注3：実効性テストで発生した電力量(キロワットアワー)の扱いについて 需要抑制で参加する事業者の場合、既存の相対契約やJEPX取引等の実績がなく新たに実効性テストのために契約を行い、実効性テスト以降実需給までの1年超については、契約する必要がないためその実効性テスト終了後速やかに解約し、新たに実需給時に契約する、というフローが想定されます。実効性テストは多くとも年間3回の発動への対応であり、かつ3時間前の発動後、取引有無が判明するというものであり、既存契約のない需要抑制で参加する事業者にとってそのためだけに契約を行うことは負担が大きくなってしまいます。一定規模以上の取引（例えば5,000kW等）に対してのみキロワットアワーの取扱いを定める、調整力公募の試験に準じて取り決める、等効率的かつ合理的に進められる方法をご提示いただけますようお願いいたします。	発動指令電源の容量提供事業者が、実効性テストで発生した電力量を売電するために、相対契約やJEPX取引の契約を締結することは、当該事業者の責務と考えます。適切にご対応いただくようご準備をお願いします。
64	35	実需給年度においては一般送配電事業者の精算があるか？	実需給年度において発動指令が発令され、卸電力市場等への応札を行っても未約定となった場合には、一般送配電事業者により調整力として活用・精算されます。
65	35	電源Ⅰ'へ参加する需要家が実効性テストを受ける場合、調整電源での需要抑制BG組成が必要と認識している。この場合、電源Ⅰ'に参加している事業者が容量市場の事業者と異なる場合、どういったBG組成が望ましいのか。電源Ⅰ'にて調整電源BGを先に組成してしまっている場合、容量市場の事業者にとっては協議が複雑化すると考えるため。（テスト日のみ調整電源BGの使用許諾を得る形は考えられるが、テストで生じた電力量の仕分けなど、協議事項が多く複雑であると推測するため。）また実効性テストはネガワット調整金の対象となるかご教示いただき度い。	実効性テストにおいては、需要抑制バランシンググループの組成に制約等はありませんが、電源Ⅰ'契約および需要抑制量調整供給契約に関する制約等については、属地一般送配電事業者へお問い合わせください。なお、電源Ⅰ'の契約者と容量提供事業者が異なる場合、電源Ⅰ'の実績を実効性テストの代替として利用することはできませんのでご留意願います。 また、ネガワット調整金は、小売電気事業者とアグリゲーターとの間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、アグリゲーターが小売電気事業者に対して支払う金額であり、小売・アグリゲータ双方で合意すべき内容のため、本機関が関与する内容ではございません。

No.	頁	ご意見	回答
66	35	注4：実効性テストにおけるバランシンググループの組成について」で、実効性テストでは、発電バランシンググループの組成に制約等はないと記載があるが、調整力公募電源Ⅰ'においては、逆潮流箇所および逆潮流アグリゲーション（ネガボジアグリ含む）箇所については、単独で調整電源BGを組成する必要があるが、容量市場において取引されるのは「供給力」であるため、単独での調整電源BGを組成する必要性はなく、その他電源と組成する非調整電源BGのままでも良いという理解で良いか。また、実効性テスト以降の実需給年度においても同様の考え方となるのか。	実効性テストでは、単独での調整電源BGを組成する必要はありません。実需給における発動指令については、本マニュアルの対象外となりますので別途公表いたします。
67	38	「2022年6月10日までに、発動指令電源提供者および容量市場へ参加予定の事業者へ、属地一般送配電事業者から確定した実効性テストの実施時期(夏季もしくは冬季)の調整結果がメールで通知されます。」と記載がございましたが、希望時期の「夏」・「冬」が希望通りにならないことがあるのは、どういった理由からでしょうか。（任意に発動指令提供者が決定できるようにしてほしい）	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
68	38	実効性テスト実施時期の調整が希望季節で実施可能ということでしたら別ですが、そうでない可能性がある場合、2022年6月10日までの実施時期の通知では、対応できない可能性があります。希望季節での実施に対応いただくか、そうでない場合は、発動季節の2カ月前までには（5月1日）通知をいただけるようご検討願います。	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
69	40	実効性テスト以外の調整力公募などの実績を当該リストの一部リソースだけに適用することが可能か再検討頂きたい。特に2025年度分以降の実効性テストにおいて、2024年度とすべての需要家が一致するとは考えにくく、毎年の再テストをすべてのリソースで実施することとなる。	実効性テストではアグリゲーター能力を評価することで、リソースの能力も確認することとしております。そのため、電源Ⅰ'の実績を代替する場合、電源Ⅰ'と電源等リストそれぞれに記載ある需要家・電源等が完全に一致している必要はありませんが、電源等リストに記載のある需要家・電源等の全てが、電源Ⅰ'に含まれている場合も代替として認めることとしております。

No.	頁	ご意見	回答
70	40	容量市場システムへの入力について、実効性テスト以外の発動実績の利用希望（①）を有とした場合は実効性テスト実施時期（②）を空欄で登録する旨の記載がありますが、「夏季での実施を調整しておき、もし実効性テスト実施日までに電源Ⅰ'の発動があればその実績を利用し、実効性テストに代替する」といった対応は可能でしょうか？	ご認識のとおりです。他の発動実績を実効性テスト結果の代替として提出予定で、実効性テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。
71	42	実効性テスト対象の電源等と調整力公募対象の契約電源等が重複する場合に、同日中に実効性テストと電源Ⅰ'発動指令が起こった際は、どちらの発動指令が優先されるのでしょうか？仮に、片方の発動指令が優先するというのではなく、実効性テストと電源Ⅰ'発動指令が重複した場合、調整電力量（kWh）の精算はどうするのでしょうか？	電源Ⅰ'厳気象対応調整力の公募において、「発動指令電源と電源Ⅰ'で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源Ⅰ'を同日に指令する場合、電源Ⅰ'の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱う（なお、電源Ⅰ'発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行なわない）。」旨とされておりますので、ご確認をお願いします。
72	42	実効性テストの実施日について、事前（前日以前）に通知を受けることは可能でしょうか？（実需給時の発動と同様、3時間前までのオンライン機能を通じた通知のみなのでしょうか？）	事前の通知はありません。
73	42,43	実効性テスト期間中で、特定の6コマで実効性テストの実施指令を受令するとある一方で、2日連続で実施する場合がある、と記載されています。実効性テスト期間中に、2回以上受令する可能性があるのであれば、その旨が理解できるように表現の見直しを検討頂きたい。	2日連続で実施する場合は、各日の特定の6コマに関して実施指令を受令します。
74	43	実効性テストを2日連続で実施する可能性があるということだが、どういった理由で2日連続でテストが実施されるのか。また、基本的に実効性テストは1回(事業者側で2回目を希望しない限り)という理解でよいのか。	過去の審議会において、電源Ⅰ'の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。なお、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テストを実施する場合があることとしております。

No.	頁	ご意見	回答
75	43	実効性テストは1日1回だけか2日連続のいずれかであり、他のパターンは無い か？2日連続のテストはどのような場合に行われるのか？1日目終了時にこれ 以上の発動が無いことの連絡はあるか？	過去の審議会において、電源Ⅰ'の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指 令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。な お、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テ ストを実施する場合があることとしております。 なお、1日目終了時にこれ以上の発動が無いことの連絡はございません。
76	43	【該当箇所】2日連続で実施する場合がある 【質問】具体的にどのような場合を想定しているか。	過去の審議会において、電源Ⅰ'の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指 令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。な お、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テ ストを実施する場合があることとしております。
77	43	実効性テストを2日連続で実施する理由は何か。また、2日連続で実効性テス トに対応した場合でも、受験回数は1回とカウントされるのか。	過去の審議会において、電源Ⅰ'の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指 令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。な お、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テ ストを実施する場合があることとしております。 なお、2日連続で実施した場合でも、受験回数は1回とカウントします。
78	43	「なお、実効性テストは2日連続で実施する場合があります」と記載されてお りますが、どういったケースを想定された記載でしょうか？ 例えば、1日目実効性テスト実施 ⇒ 同日中に再テスト申込み ⇒ 2日 目実効性テスト実施のようなケースでしょうか？	過去の審議会において、電源Ⅰ'の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指 令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。な お、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テ ストを実施する場合があることとしております。

No.	頁	ご意見	回答
79	43	実効性テストの実施指令の設定時間は、9時から20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）となります。 と記載がありますが、土日祝日のほか、一般的に電力会社として特異日と設定している日にち（12月30日、31日、1月2日、3日、等）につきましても、試験発動として確実に除外となることが判明している日付については明確にしていたくよう、修正いただけないでしょうか。 なお、本内容については、ベースラインの算定対象日（High4of5の参照対象日）についても適用いただくよう修正検討をお願いいたします。	実効性テスト実施日、ならびにベースライン算定の除外日は、記載のとおり土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、過去の DR 実施日（電源 I 'の発動日含む）を除外することとします。 例えば、2022年1月5日（水）に発動指令があった際の直近5日間は、2022年1月3日（月）1月4日（火）、2021年12月29日（水）、30日（木）、31日（金）となります。（なお、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近 5 日間の DR 実施時間帯の平均需要量の 25%未満となる場合も、当該日を除外します。）
80	43	実効性テスト時点でもネガワット調整金の契約が必要か？	ネガワット調整金は、小売電気事業者とアグリゲーターとの間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、アグリゲーターが小売電気事業者に対して支払う金額であり、小売・アグリゲータ双方で合意すべき内容のため、本機関が関与する内容ではございません。
81	43	相対契約乃至卸電力市場への入札を通じて適切に提供することが求められると理解しているが、後者の場合における適切な入札価格はあるか。スポット市場、時間前市場それぞれにつきご教示いただきたい。また、未約定時の取り扱いについてもご教示いただきたい。	実効性テストにおける適切な入札価格はありません。また、未約定時に調整力としての買取もありませんので、相対契約または卸電力市場等への入札により適切に対応してください。

No.	頁	ご意見	回答
82	43	※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映してください。なお、実効性テストにおいて調整力としての精算は行われません。 と記載がありますが、調整力としての精算が行われない、ということは、実需給断面で、JEPXに応札後約定にならなかった発動指令電源について送配電事業者が買い取る、というスキームがなくなるという理解で会いますでしょうか。この場合、kWh取引はどのように取り扱われるのでしょうか。	実効性テスト期間においても、すべての事業者は計画値同時同量を実施し電力の安定的な供給を担っていただいております。そのような状況でインバランスを発生させることは安定的な供給を損ねる要因となります。そのため、実効性テストで発生したkWhについては、余剰インバランスを意図的に発生させないよう適切にご対応をお願いします。
83	43	「実効性テストを実施した発動指令電源提供者および容量市場へ参加予定の事業者は、発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している発電契約者・契約者（託送契約者）から、発電量調整受電電力量および接続供給電力量を取得します。」と記載がございますが、将来的には、託送契約等を締結している者から取得することなく、発動指令提供者にデータが取得できるような仕組みとしてほしい。 （来年度よりアグリゲータライセンス制度が開始されることもあり、たとえばDR区分の需要抑制に該当する需要家データを提供いただける等制度の見直しをご検討いただきたい。）	本機関ではお答えできかねます。当該制度の見直しに関するご提案・ご意見等は管轄の組織へご相談ください。
84	43	「発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している発電契約者・契約者（託送契約者）」とは、「発電事業者、需要抑制リソースを保有する需要家への供給元小売電気事業者」を指すのでしょうか？	「発電事業者、需要抑制リソースを保有する需要家への供給元小売電気事業者」が一送と発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している場合は該当します。契約の締結有無については「発電事業者、需要抑制リソースを保有する需要家への供給元小売電気事業者」にお問い合わせください
85	43	発電量調整受電電力量および接続供給電力量を各契約者から取得すると記載がありますが、事前に登録している電源等リストに基づき、送配電事業者または電力広域的運営推進機関から発動指令電源提供者および容量市場へ参加予定の事業者に対して提供をいただくよう、対応をお願いいたします。各契約者経由での取得、または各契約者から同意取得後に各電力量を取得するのが困難なためです。	発動指令電源の容量提供事業者が、ご提供いただく容量についてその実績把握・管理を行うことは、当該事業者の責務と考えます。発動実績の報告についても、募集要綱および容量確保契約約款に記載のとおり、適切にご対応をお願いします。

No.	頁	ご意見	回答
86	43,58	発調受電電力量・接続供給電力量について、発電契約者・契約者に確認する必要があるが、発電契約者・契約者が当該情報を提供する必要性を認識していない場合、アグリは当該情報の確認作業に相当の労力を要することが想定される。また、当該情報については、需要家・発電者の同意がなければ開示されないことが想定され、実務がワークしない虞すらある。よって、発電契約者・契約者の同意に基づき、TSOが開示する運用とされたい。 もし上記運用が不可能である場合、発電契約者・契約者がスムーズに情報を提供するよう、御機関においてガイドラインの策定や発電契約者・契約者に対する協力依頼文書の公表や広報活動、発電契約者・契約者との交渉が難航した際の手当等について、関係各所との連携も含め、適切な処置がなされるよう対応をお願いしたい。	発動指令電源の容量提供事業者が、ご提供いただく容量についてその実績把握・管理を行うことは、当該事業者の責務と考えます。発動実績の報告についても、募集要綱および容量確保契約約款に記載のとおり、適切にご対応をお願いします。
87	44	計量値の取得について、小売電気事業者や発電事業者等に対して、容量市場参加事業者または需要家から求めがあった場合には提供することを義務化もしくはERABガイドライン等で通知してほしい。そうでなければ、当該小売電気事業者等により妨害されるおそれがある。	ERABガイドラインは、本機関の管轄ではありませんので対応いたしかねます。 容量提供事業者が託送契約（接続供給契約・発電量調整供給契約等）を締結していない場合、託送契約等を締結している事業者から計量値（発電実績・需要実績）の提供を受ける環境を整えていただく必要があります。 計量値の取得が適切に行われるように、当該事業者間にて環境を整えてください。
88	44	【発動実績の算定について質問】2022年度電源Ⅰ'参加の発動指令電源（需要家）の評価について、電源Ⅰ'発動後、実行性テスト実施日との日数が短い場合、実効性テストのベースラインへ影響が懸念される。具体的に、ネガワットの場合、需要抑制時間を含んだ当日補正となるが、算定の考え方を確認させていただきたい。	電源Ⅰ'の発動日を除外して、ベースラインを算定してください。
89	44,45	<需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法> 注1：DR実施日当日を含まない直近5日間の対象について、過去のDR実施日（電源Ⅰ'の発動日を含む）を除外します。とありますが、弊社独自のDR指令に対する需要抑制も除外日として認めていただきますようお願いいたします。弊社では従前よりDRサービスを展開しており、弊社DR指令に対する需要抑制が対象日としてカウントされた場合、容量市場でのベースラインが下がることが想定されるためです。	一般送配電事業者の指令に基づかないDR指令は、需要抑制の除外日としては認められません。

No.	頁	ご意見	回答
90	44	需要抑制の場合のベースライン算定について、High4of5の当日調整の対象時間については、5時間前から2時間前までも選択可能なように要件緩和をお願いいたします。要件緩和については、発動指令電源提供事業者および容量市場へ参加予定の事業者単位、または需要家単位で設定可能なようにお願いいたします。背景としてはすでに他の事業や調整力公募では、新しいERABガイドラインに基づくベースライン算定が主流となっており、システム回収のインパクトが大きいからです。旧ベースライン（4時間から1時間前で補正）以外を認めないとしてしまうと、22年度は実効性テストと調整力公募で異なるベースライン設定となり不都合が生じ、また、24年度を想定すると、実効性テストのベースラインと実需給のベースラインが異なるという事態を招いてしまいます。	ベースラインの当日調整対象時間は、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン改定の経緯等を踏まえ、容量市場の在り方等に関する検討会で検討します。
91	44	【ベースライン算定について意見】2022年度電源Ⅰ'では一般送配電事業者との協議による合意のもと、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインに規定されている代替ベースラインの採用が認められている。そのため、電源Ⅰ'にて代替ベースラインを採用している需要家分については、代替ベースラインの採用を可能としていただきたい。また、high4of 5においては、当日調整時間を実需給開始時間の5時間前から2時間前へ統一いただきたい。2022年度電源Ⅰ'の発動実績を代替として利用する場合、需要家は電源Ⅰ'において当日調整5時間前から2時間前のベースラインに対して需要抑制を行うことから、同時に4時間前から1時間前のベースラインも考慮する必要性を生じさせ、需要家に無用な混乱を生じる恐れがある。結果として、電源Ⅰ'発動時の確実な調整力供出に支障をきたす恐れがある。	対象実需給年度2024年度における実効性テストおよび実需給期間中の算定については、募集要綱に記載のとおり、代替ベースラインは対象外とします。 ベースラインの当日調整対象時間は、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン改定の経緯等を踏まえ、容量市場の在り方等に関する検討会で検討します。

No.	頁	ご意見	回答
92	44	＜需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法＞における当日調整値算定に使用する時間帯について、「原則としてDR実施時間の4時間前から1時間前まで(2019.4.1ERABガイドライン)」と認識しておりますが、当日補正の時間帯として「DR 実施時間の5時間前から2時間前まで(2020.6ERABガイドライン)」を選択することは可能でしょうか？ 実効性テストは2022年度電源 I'の実需給期間でもあり、2022年度電源 I'で採用されている「DR 実施時間の5時間前から2時間前まで(2020.6ERABガイドライン)」と区別が難しい可能性があるためご確認させていただきたい。また、ERABガイドラインで記載している「代替ベースライン」を用いることはできない、とする理由を教えてくださいませんか？	ベースラインの当日調整対象時間は、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン改定の経緯等を踏まえ、容量市場の在り方等に関する検討会で検討します。 対象実需給年度2024年度における実効性テストおよび実需給期間中の算定については、募集要綱に記載のとおり、代替ベースラインは対象外とします。
93	45	【要望】注釈1において、除外日の説明がなされておりますが、例えば2022/1/5(火)に指令があった際の直近5日間とは、2021/12/28～31、2022/1/4となるのでしょうか。 年末年始や盆期間等のように、土日祝以外に除外される特異日を設定いただけますよう、要望いたします。	ベースライン算定の除外日は、記載のとおり土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、過去の DR 実施日（電源 I'の発動日含む）を除外することとします。 例えば、2022年1月5日（水）に発動指令があった際の直近5日間は、2022年1月3日（月）1月4日（火）、2021年12月29日（水）、30日（木）、31日（金）となります。（なお、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近 5 日間の DR 実施時間帯の平均需要量の 25%未満となる場合も、当該日を除外します。）
94	45	ベースライン（High 4 of 5, 当日補正あり）算定について、年末年始（12／29～1／3）は直近5日間から除外していただけないでしょうか？「総平均値の25%未満の場合の該当日」は除外となっているものの、「行政機関の休日に関する法律」により「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12／29～1／3」は行政機関の休日であり、年末年始は社会通念上で実質的な休日になっていると考えられます。また、同様な理由により、お盆期間（8／13～8／16など）は直近5日間から除外していただけないでしょうか？	ベースライン算定の除外日は、記載のとおり土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、過去の DR 実施日（電源 I'の発動日含む）を除外することとします。 例えば、2022年1月5日（水）に発動指令があった際の直近5日間は、2022年1月3日（月）1月4日（火）、2021年12月29日（水）、30日（木）、31日（金）となります。（なお、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近 5 日間の DR 実施時間帯の平均需要量の 25%未満となる場合も、当該日を除外します。）

No.	頁	ご意見	回答
95	46	各コマのリクワイヤメント達成率の算定式について、電源等リスト全体の発動実績[kWh] / アセスメント対象容量[kW] だとほぼ半量の達成率になってしまうのではないのでしょうか？（電源等リスト全体の発動実績[kWh] を kW 値に換算したうえで、アセスメント対象容量[kW] で割る必要があるのではないのでしょうか？） また、「各コマのリクワイヤメント未達成量[kWh] の算定式について、アセスメント対象容量[kW] * 各コマのリクワイヤメント未達成率」だと単位は kW になるのではないのでしょうか？	ご指摘ありがとうございます。 「各コマのリクワイヤメント達成率」等の算定式について、アセスメント対象容量は30分kWh換算値を用いて算定することにより明確化いたします。
96	46	リクワイヤメント未達成量について、「発動実績がアセスメント対象容量よりも大きい場合」も算定対象に含めていただけないでしょうか？ 案では、未達成率が負値となる場合は零となるため、「発動実績がアセスメント対象容量よりも大きい場合」は算定対象外（「発動実績がアセスメント対象容量よりも小さい場合」は算定対象）になっていると考えております。	発動実績がアセスメント対象容量よりも大きい場合、達成率は「1」として評価します。なお、本マニュアル47ページに記載のとおり、リクワイヤメント未達成量が0の場合に限り、期待容量（実効性テスト後）の算定において、算定対象となっております。
97	46	①実効性テストで「期待容量＞容量確保契約容量」となる場合は追加オークションへの応札、電源等差替が可能とのことだが、追加オークションへの応札を検討した場合、どういった手続きになるのか。 ②超過した期待容量分の価格については、2020年度メインオークションの約定価格と同一となるのか。 ③追加オークションへ応札する場合、1 需要家での容量切り分けを行って応札する可能性が考えられるため、同方法が問題ないかも併せて確認させていただきたい。	①②追加オークションに関する内容は、別途、公表いたします。 ③応札は電源等リスト単位となるため、1 需要家を切り分けて複数の電源等リストへ登録することはできません。
98	47	「3.2.2.3 発動実績等の算定 注2：端数処理」において、コマごとの達成率、未達成率を小数点第1位四捨五入と記載があるが、記載誤りではないか。 達成率については、現行の調整力公募の指定（小数点第1位四捨五入）に基づきシステム構築が完了していることから、調整力公募と同じ桁数を踏襲いただくよう考慮いただきたい。	端数処理について、コマ毎の達成率、未達成率は、小数点第11位を四捨五入します。なお、有効桁数を10桁とするための四捨五入となります。

No.	頁	ご意見	回答
99	48	【要望】同時期の再テスト希望登録について、実効性テストから1週間後が期限となっておりますが、件数が多くあり、実績を集計するのに2週間程度要するため、例えば3週間後までのように希望登録期限の延長をご検討いただけますでしょうか。	同時期の再テスト希望登録期限を延ばすと、その分だけ初回テストの実施可能期間が短くなるため、再テスト要否判断を1週間以内に出来る体制のご検討をお願い致します。難しい場合は再テスト要否判断前に再テストを申込した後、不要と判断した場合は再テスト実施前にすみやかに属地一般送配電事業者に連絡することでキャンセル可能です。
100	48	同時期に再テストを希望する場合、実効性テストの1週間後までに再テスト実施希望を連絡する必要があるが、発調電力量・接続供給電力量の収集やベースラインの算定等、再テストの必要性を判断するための分析を実施する期間等を考慮すると、1週間では到底不可能。十分な期間を確保されたい。また、1週間後の再テストを申し込んだ後、1回目の実効性の発動実績を提出することを決定した場合、再テスト実施前に速やかに属地一般送配電事業者に連絡をすれば、申込後のキャンセルは可能なのか。	同時期の再テスト希望登録期限を延ばすと、その分だけ初回テストの実施可能期間が短くなるため、再テスト要否判断を1週間以内に出来る体制のご検討をお願い致します。難しい場合は再テスト要否判断前に再テストを申込した後、不要と判断した場合は再テスト実施前にすみやかに属地一般送配電事業者に連絡することでキャンセル可能です。
101	48	【該当箇所】同時期に再テストを希望する場合には実効性テストの1週間後、別時期に再テストを希望する場合には実効性テストの2か月後を期限とし、容量市場システムへの再テスト希望の登録、属地一般送配電事業者への再テスト希望時期の連絡を実施します 【質問】例えば最初の実効性テストが9月25日に発生した場合、1週間以内に再テスト希望の登録をしても10月に入ってしまうが、この場合夏期の再テストの取扱いはどうなるのか。 それとも再テストの希望～実施の期間を鑑み、9月中旬までには実効性テストが発動される予定なのか。	再テストの申込につきましても、調整の結果、希望どおりにならない場合がありますので、同時期に実施できない場合は別時期となります。
102	48	同時期の再テスト実施有無の検討にあたっては、実効性テスト実施事業者が自ら算出した実効性テスト未達成量のみをもとに判断するということでしょうか？ (広域機関による実効性テスト未達成量の算出はこの時点では行われなという認識でよろしいでしょうか？)	ご認識のとおりです。

No.	頁	ご意見	回答
103	50	「表3-2に、※2回目の再テスト実施を希望する場合には、「夏季」「冬季」とも「有」にチェックが入っている状態になる」と記載があります。 夏季に実効性テストを実施し、その後、夏季に1回目の再テストを実施してから2回目の再テスト要否を検討したい場合は、以下の通りに登録すれば可能でしょうか？ （それとも再テスト希望は1回しか登録できないのでしょうか？） 先ず、夏季：再テスト有、冬季：再テスト無しとして登録する。 その後、1回目の再テストを実施したが、うまくいかずに2回目の再テストの登録を以下の通り行う。 夏季：再テスト有、冬季：再テスト有	ご認識のとおり、記載いただいている登録方法でお願いいたします。 なお、再テストは夏季に1回・冬季に1回の最大2回受けることが可能となります。
104	50	【質問】再テスト希望登録について、夏季に実効性テストを実施した後に、再テスト希望を夏季・冬季の2回を同時に登録しても問題ないでしょうか。	夏季に実効性テストを実施した後に、夏季・冬季に再テストを希望される場合は、夏季の実効性テスト終了段階では夏季のみに希望登録していただき、夏季の再テスト終了段階で、冬季に希望登録していただくことになります。
105	52	発動指令電源提供者は、発動実績の報告を行う必要があると思いますが、OCCTO殿もしくはTSO殿より様式に従った資料を作成いただくことをご検討できないでしょうか。OCCTO殿は最終的に発動指令提供者が作成した資料を確認すると推測しておりますが、作成済み資料を発動指令提供者が確認したほうが作業効率化が図れると考えられます。必要に応じて、ご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	発動指令電源の容量提供事業者が、ご提供いただく容量についてその実績把握・管理を行うことは、当該事業者の責務と考えます。発動実績の報告についても、募集要綱および容量確保契約約款に記載のとおり、適切にご対応をお願いします。
106	52	【要望】注釈2において2023年3月10日までに発動実績の登録をしないと市場退出になると記載がありますが、仮に2023年2月28日に実効性テスト(再テスト含む)が実施された場合は、低圧のCルート(一般送配電事業者から提供される計量値)のデータは、その日程が含まれる検針日の5営業日後(逆潮流の場合)、4営業日後(順調流の場合)までに事業者提供されます。従って、仮に2月27日が検針日だった場合で、3月の検針日が3月31日だった場合、2月28日のCルートのデータは3月31日の5営業日後(逆潮流の場合)までの提供となり、3月10日の提出は不可能になると考えます。締切日を少なくとも2023年4月12日(火)：3/31の5営業日(4/7(木)でも余裕がある日程)程度まで延長することをご検討いただけますでしょうか。	注2に記載のとおり、2023年2月に実効性テストを実施し、3月10日までに発動実績が報告できない場合は、本機関へその旨を申し出てください。

No.	頁	ご意見	回答
107	52	「2023年3月10日までに発動実績を報告しない場合市場退出」の旨記載がありますが、メインオークション募集要綱「市場退出時の経済的ペナルティの算定方法」における、ペナルティ5%・10%の区分日「容量確保契約の変更または解約の確認期間が終了する日」は同日の理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
108	54	実効性テストの代替となる電源 I' の実績としては、1回分(3時間)の実績を提出すればよいのか。また、例えば12回の発動の内、半分の回で未達成となり、もう半分の回で全て達成となった場合でも、成功の回の実績を提出することで未達成には該当しないという理解でよいのか。	ご認識のとおり、いずれか1回分を提出していただきます。 ただし、他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源 I' の指令）に応じた電源等である必要があります。
109	54	電源 I' の実績を使用する場合は「電源 I' の各リソースが分かる契約書等の写し」を提出するとあるが、電源 I' の応札者とリソースアグリゲーター間の契約書(リソースの住所や契約容量が記載)でも問題ないか。※電源 I' の応札者ではない事業者(RAとして参加)が、容量市場では同一リソースを使って応札者として参加する場合を想定	実効性テストではアグリゲーター能力を評価することで、リソースの能力も確認することとしております。そのため、電源 I' の発動実績を代替とする場合、発動指令電源提供者と電源 I' 契約締結者が同一であることを条件としております。つきましては、電源 I' の応札者ではないRAが容量市場の応札者として参加する場合、電源 I' の実績を実効性テストの代替として使用することはできません。
110	54	【質問】注釈1(補足説明資料P15)において、同一とは、発動指令電源提供者(事業者A)と電源 I' 契約締結者(事業者B)が同一(事業者A=B)であることを指すのか、それとも、別事業者(事業者A≠B))でも構わないのか、明確にしていきたい。その上で、複数の電源 I' 契約のリソースは不可とあるが、提供できる供給力の蓋然性を確認する意味において考えると、同一条件(発動日・時間)が一致していれば、複数者の発動実績であっても実効性テストの要件を満たしているものと考えられるが、こういった理由で単一の事業者の結果のみを扱うことになっているのか、ご教示いただけますでしょうか。	実効性テストではアグリゲーター能力を評価することで、リソースの能力も確認することとしております。そのため、電源 I' の発動実績を代替とする場合、発動指令電源提供者と電源 I' 契約締結者が同一であることを条件としております。同時に、発動日・時間が同一であっても、複数の電源 I' 契約のリソースによる代替も不可としております。

No.	頁	ご意見	回答
111	54	他の発動実績を代替データを利用する場合として、一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源Ⅰ'の指令が挙げられているが、一般送配電事業者からの指令があったタイミングで、電源Ⅰ'には参加していない需要家（容量市場には参加予定）もしくは他アグリにてⅠ'に参加している事業者にもアグリから指令を行い、同じ日時で需要抑制をした場合、代替データとして認められるのか。 実効性テストと電源Ⅰ'の発動の関係については、本マニュアル案が出されるまでは確定した取扱いが出されておらず、需要家は、2022年度の電源Ⅰ'の事業者と、2024年度の容量市場の事業者選定時に、実効性テストを踏まえた判断ができていなかったこともあり、上記のような取扱いを認めていただきたい。	実効性テストではアグリゲーター能力を評価することで、リソースの能力も確認することとしております。そのため、電源Ⅰ'の発動実績を代替とする場合、発動指令電源提供者と電源Ⅰ'契約締結者が同一であることを条件としております。同時に、発動日・時間が同一であっても、複数の電源Ⅰ'契約のリソースによる代替も不可としております。
112	54	【該当箇所】他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源Ⅰ'の指令）に応じた電源等である必要があります。 【質問】補足説明資料15ページに記載ある代替対象外となるケース①、②を読む限り、22年度電源Ⅰ'と電源等リストそれぞれに記載ある全需要家が完全に一致していなければならないと理解したが、単価やルールが異なるプログラムで需要家を完全に一致させることは略不可能であるため、個別需要家毎での実効性テストの代替を認めていただきたい。 【補足】電源Ⅰ'へ参加する需要家から見ても、容量を確保している事業者の登録全地点が電源Ⅰ'へ参加しているか、確認することは非常に困難であり、実効性テストの実施が事実上必須になってしまう。また事業者から見ても実効性テスト免除に向けて応札容量を細分化していない限り、電源Ⅰ'の結果を使用できず実効性テストの実施が事実上必須になってしまう。	発動実績の評価は電源等リスト単位で行うため、電源等リストに含まれるリソースが同一指令に応じた場合の実績を評価する必要があります。従いまして、個別需要家毎の代替は認められません。 なお、2022年度の電源Ⅰ'と電源等リストそれぞれに記載ある需要家・電源等が完全に一致していなくても、電源等リストに記載のある需要家・電源等の全てが、電源Ⅰ'に含まれている場合も代替として認めることとしております。

No.	頁	ご意見	回答
113	54	注1：ほかの発動実績の報告について 電源Ⅰ'契約の需要家リストに、発動指令電源の電源等リスト登録しているリソース以外のリソースが含まれている場合であっても、発動指令電源リスト登録以外のリソースの実績を除外する等して、電源Ⅰ'契約の実績結果が活用可能という取扱いになるという理解であいまいでしょうか（補足資料P15の対象外ケースでないことは確認していますが念のため確認させてください）。	ご理解のとおりです。
114	54	他の発動実績として電源Ⅰ'が紹介されておりますが、電源Ⅰ'の発動と実効性テストのタイミングが同日、若しくは同時刻に発生することはあるのか。その場合でも実効性テストの評価方法は変わらないのか。	電源Ⅰ'厳気象対応調整力の公募において、「発動指令電源と電源Ⅰ'で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源Ⅰ'を同日に指令する場合、電源Ⅰ'の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱う（なお、電源Ⅰ'発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行なわない）。」旨とされておりますので、ご確認をお願いします。
115	54	「注1：他の発動実績の報告について」において、「他の発動実績の算定に用いられた需要抑制のベースラインがhigh 2 of 3やそれ以外の考え方に基づき算定されている場合には、high 4 of 5に基づきベースラインを再算定したうえで、発動実績を報告してください（high 4 of 5のベースライン算定方法は、『3.2.2.2ベースラインの算定』をご参照ください）。」と記載があるが、2022年度電源Ⅰ'の発動結果を代用する場合、High4of5の当日補正については、2022年度の調整力契約に基づき5時間～2時間前で算定した発動結果を、2024年度容量市場の実効性テストマニュアルに基づき4時間～1時間前で再度算定し、提出する必要があるという認識でよいのか。	ご認識のとおりです。
116	54	注1：ほかの発動実績の報告について 発動指令電源実効性テストの季節を希望しておくのと並行して、電源Ⅰ'契約に基づく発動実績の提出について準備をしていた場合で、電源Ⅰ'発動実績を提出することを決定した場合で実効性テストをキャンセルしたい場合は、キャンセルが可能なのでしょうか。または、キャンセルが不可能な場合、発動指令に対して応動しない（OptOUTする）という選択肢はあるのでしょうか。その場合の罰則、影響はどのようなことが想定されるのでしょうか。	本マニュアル43ページに記載のとおり、他の発動実績を実効性テスト結果の代替として提出予定で、実効性テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

No.	頁	ご意見	回答
117	55	【誤記指摘】⑧の留意点に記載の「電源等リストに記入した電源等リスト単の期待容量[kW] を記入」⇒「電源等リストに記入した電源等リスト単位の期待容量[kW] を記入」(誤記だと思われます)	ご指摘ありがとうございます。 修正いたします。
118	56,57	「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度）」のp.12において、自家消費にのみ供される電源（以降、自家消費）と自己託送および特定供給のみに供される電源（以降、自己託送）は、必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、参加登録が可能と記載されています。 今回マニュアルp.56～57において、「ベースライン（需要端）」、「接続供給電力量（需要端）」は、部分供給の場合（自己託送含む）についても全量の値を用いると記載がされています。 全量の値（受電点）を用いる場合、自家消費は、自家消費分が除かれた値となりますが、自己託送の場合は、自己託送分も含まれた値となり、平仄が合っていないと考えますので、ご確認頂きたい。	ご指摘ありがとうございます。 自己託送による需要については、当該地点の抑制では系統への供給力が供出されないものと評価することが適当であると判断いたします。 ただし、自己託送地点であっても小売供給分がある場合、当該需要の抑制については、系統への供給力が供出されるものと評価することが適当であると判断いたします。 なお、自己託送に用いられる電源については、募集要綱に記載のとおり、自己託送のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は登録可能です。
119	58	⑧自己託送の計量値について、2022年度時点では自己託送ではないが2024年度までに実施予定の場合はどう扱うべきか？逆に2022年度時点では自己託送を行っているものの、2024年度時点では自己託送を止める予定の場合はどう扱うべきか？	電源等リスト登録時点の状況にてご登録いただき、変更された際に変更手続きを行ってください。 なお、自己託送の需要地点について、本マニュアルを変更いたしましたので、ご確認ください。
120	58	計量値の取得について確認させていただきたい。足元でTSOと需要抑制量調整供給を締結し、卸電力市場にてネガワット取引を運用しているが、リアルタイムで託送約款システムから計量値は取得できず、運用断面ではベースラインの算定ができない。そのため、アグリゲータ事業者の負担で別途子メーターを設置することでリアルタイムの計量値を取得し、ベースラインを算定、算定したベースラインをもって計画値変更に対応している。同様の環境を容量市場においても整備する必要があるか。また、当該環境整備は実効性テスト実施前に求められるのか。多数の需要地点における子メーター設置工事には一定程度の期間を要するため、環境整備の時期については柔軟にご対応いただきたい。	実効性テストにおけるベースラインは確報値を用いて算定していただくため、計量値をリアルタイムに取得していただく必要はありません。一方、卸電力市場の取引のためリアルタイムに取得が必要なのであれば、適切にご対応をお願いします。

No.	頁	ご意見	回答
121	58	計量値の取得について、「託送契約等を締結している事業者」とは、需要抑制リソースを保有する需要家への供給元小売電気事業者であり、容量提供事業者は各需要家への供給元小売電気事業者から計量値を取得できるよう調整する必要がある、という理解でよいでしょうか？	供給元小売電気事業者が一送と託送契約等を締結している場合は、ご認識のとおりです。但し、容量提供事業者が一送との託送契約等を締結している場合、その容量提供事業者は一送から計量値を取得することが出来ます。
122	63	【質問】市場退出の手続きについて、4/1以降に実施した場合もしくは4/10以降に御機関による手続きがなされた場合の市場退出ペナルティは10%となるのでしょうか。	追加オークションの開催判断をする前の市場退出となるため、市場退出ペナルティは5%となります。
123	64	突合結果不一致の場合、とのことだが、電源等リスト全体での整合性を確認するのか、そこに含まれる需要家や電源等ごとに整合性を確認していくのか。 また、結果不一致だった場合、広域機関での算定結果および諸元資料等については提供いただけるのか。 アグリは小売電気事業者や需要家等を経由した諸元データを用いて算定するため、諸元自体が不一致となる可能性もあり、広域機関の算定結果や諸元資料等についても提供いただいたうえで内容について検証を行いたい。	需要家や電源等ごとに整合性を確認します。不一致であった場合は、本機関での算定結果もご確認いただきながら、不一致解消に向け協議させていただく予定です。
124	65	突合結果不一致の場合の通知目安について、実績情報登録後〇日以内、または〇月〇日までに通知する、等の明示をお願いいたします。特に需要抑制の場合、ベースライン算定等からの再検証を行う場合、時間を要します。最低1カ月以上、不一致の検証、再登録等に時間を事業者側にいただけるよう、余裕を持った電力広域的運営推進機関様側の対応をお願いいたします。	10営業日以内を目処に通知することを予定しておりますが、報告受付件数の状況により前後することがあるため、現時点では明示することは致しません。

No.	頁	ご意見	回答
125	66	【質問】電源等リスト(様式9)において、部分買取の場合に売電先を全て記入とありますが、意図として、1発電所は1事業者から応札するため、複数者が別々の発電量調整供給契約においてそれぞれ発電販売計画を提出している場合、計量値が複数者それぞれに提供されるための措置であって、取引計画における部分買取する(調達計画で発電出力の一部を買取している)ケースにおいては、ここでいうところの部分買取に当たらず、発電者もしくは1の応札事業者が当該発電者の発電計画より記載することを意図している理解で正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
126	66	【質問】電源等リスト(様式9)において、部分供給や自己託送地点(需要家)の登録も可能となっていますが、趣旨としては、当該需要が需要抑制した場合、予め計画された供給力が余剰となり、それを発動指令電源提供者が何らかの手段により他の小売電気事業者の供給力(もしくは一般送配電事業者の調整力)となるため、リソースに含めても良い、という理解で正しいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 自己託送による需要については、当該地点の抑制では系統への供給力が供出されないものと評価することが適当であると判断いたします。 ただし、自己託送地点であっても小売供給分がある場合、当該需要の抑制については、系統への供給力が供出されるものと評価することが適当であると判断いたします。 なお、自己託送に用いられる電源については、募集要綱に記載のとおり、自己託送のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は登録可能です。
127	66	募集要綱にあるように、自己託送に用いられる電源(発電側)においては、自己託送のために必要となる容量を上回る容量についてのみ、容量市場への応札が可能と認識しております。今回公表いただきました電源等リスト(様式9)において、自己託送において送電される側(需要地点)の需要抑制の登録も可能となっていますが、令和2年2月17日付「工場等判断基準ワーキンググループ」の中間取りまとめにおいて、自己託送は自営線と同様の扱い(系統需要として見做さない)であり、当該自己託送需要の抑制では広域予備率緩和への影響が無いため、自己託送以外で供給された残電力需要でベースライン・発動実績を算定することが制度趣旨に合致するのではないのでしょうか。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/kojo_handan/20210323_report.html	ご指摘ありがとうございます。 自己託送による需要については、当該地点の抑制では系統への供給力が供出されないものと評価することが適当であると判断いたします。 ただし、自己託送地点であっても小売供給分がある場合、当該需要の抑制については、系統への供給力が供出されるものと評価することが適当であると判断いたします。 なお、自己託送に用いられる電源については、募集要綱に記載のとおり、自己託送のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は登録可能です。

No.	頁	ご意見	回答
128	全体	【質問】発動指令電源の概念は、電源 I 'がベースとなっていることをは過去の平場での議論から明らかである認識だが、電源等リスト登録の時期や一地点一電源の制約など、制度と事業者が一体となり作り上げた既存制度からの継続性に欠け、断片的、点在化しているのではない？ 制度設計側として軽微な変更と考えているかもしれないが、デマンドレスポンスに関しては需要家（発電事業を専門としているわけではない）あつての制度であり、運用方法、リクワイアメントの継続性は極めて重要。そちらの視点もご考慮いただきたい。	ご要望として今後検討させていただきます。

更新日:2021 年 11 月 17 日

容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2024 年度)の公表

本機関は、業務規程第 32 条の 5 の規定に基づき、対象実需給年度を 2024 年度とする容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、発動指令電源の実効性テストに必要な手続きや容量市場システムの操作方法の具体的な手順を定めた容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2024 年度)を策定いたしましたので公表いたします。

なお、本マニュアルにおけるベースラインの当日調整対象時間については、以下リンク先資料をご確認ください。

[ベースラインの当日調整対象時間について](#)

内容は別紙 4 を参照。

詳細は、以下リンク先資料をご確認ください。

HP リンク先:[容量市場業務マニュアル\(実効性テスト編\)\(対象実需給年度:2024 年度\)](#)

参考 業務規程

(容量市場業務マニュアルの策定)

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル(以下「容量市場業務マニュアル」という。)を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

(以下略)

2021 年 11 月 17 日
電力広域的運営推進機関

ベースラインの当日調整対象時間について

容量市場では、2022 年度に実施を予定している実効性テスト、および実需給年度（2024 年度）の発動指令への対応後のアセスメントに関し、容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024 年度）において、需要抑制（DR）のベースラインの当日調整対象時間を 2019 年 4 月 1 日付け「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（ERAB ガイドライン）を参考に「DR 実施時間の 4 時間前から 1 時間前まで」と定めています。（容量確保契約約款の別紙においても「DR 実施時間の 4 時間前から 1 時間前まで（対象実需給年度 2024 年度の場合）」と定めています。）

一方、ERAB ガイドラインは 2020 年 6 月 1 日付けでベースラインの当日調整対象時間を「DR 実施時間の 5 時間前から 2 時間前まで」に改定しています。

また、「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2024 年度）」に関する意見募集において、ベースラインの当日調整対象時間の扱いについてご意見をいただいております。

当該ベースラインの当日調整対象時間については、ERAB ガイドライン改定の経緯等を踏まえ、容量市場の在り方等に関する検討会で検討します。